

第 67 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 28 年 2 月 16 日（火） 9:53～12:40

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、北村部会長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、西郷委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（毎月勤労統計）
- (2) 平成 25 年度審議結果報告書に示した今後の取組の方向性に対する対応状況の確認について（家計統計）
- (3) 横断的な課題について
- (4) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から第67回基本計画部会を開催いたします。

本日は、永瀬委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 お手元の資料について確認いたします。

まず、12月の基本計画部会で主査預かりとなっていた毎月勤労統計に関する資料が、資

料1となります。

次に、家計統計について、「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」に示した今後の取組の方向性に対する対応状況の確認に関する資料が、資料2となります。

そして、横断的な課題に関する資料が資料3となります。

以上です。

○西村部会長 それでは、最初の議事です。

12月の基本計画部会で主査預かりとなっていた毎月勤労統計について確認いたします。

毎月勤労統計については、北村主査が中心となって確認を進めていただくこととしておりますので、以後の進行を北村主査にお願いいたします。

○北村主査 それでは、12月に続きまして、2回目の毎月勤労統計の確認の審議を進めます。

12月の審議では、厚生労働省のギャップの原因やギャップの縮小、補正に向けた改善策について説明をお願いして審議したところではありますが、判断の前提となる定量的な分析が不足しておりましたので、改めまして、次の三点について、厚生労働省から資料提出をお願いしたところです。基本情報として毎月勤労統計がどのようなことを捉えようとしている統計なのかの御説明、ギャップの要因や改善策の効果についての定量的な検証結果の報告、そもそもどのように指数が作成され、今後どのようにしようとしているのかの説明、それぞれ三点について、厚生労働省より御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 毎月勤労統計が捉えようとしている統計、ギャップの要因や改善策の効果についての定量的な検証結果、そして、どのように指数が作成され、今後どのようにするか、この三点を柱に資料を作成しました。

まず、資料の1ページ、毎月勤労統計の目的、捉えようとしている統計です。

毎月勤労統計の目的は、マクロ、日本全体で見た月々の労働者1人平均の月間賃金額、月間労働時間数、労働者数とこれらの変動を明らかにすることにあります。

平均と申しますのは、調査月の在籍労働者の平均で、例えば前年同月比は、今月の前年同月の労働者1人平均の比較ですが、これはその月々の労働者平均値の比較です。同じ労働者で比較しているわけではありません。なお、学歴、年齢、勤続など労働者の属性別の賃金統計については、別の統計調査である年1回の賃金構造基本統計調査で行っているという役割分担があります。

この統計の作成方法ですが、この調査は事業所を調査対象として、調査対象の事業所から毎月、前月末労働者数や本月末労働者数、そして賃金の月間の支払総額、延べ労働時間数などの報告を受けて、労働者1人平均の月間賃金額等を集計します。

集計の詳細は別添1にありますけれども、ポイントを述べますと、まず、産業、事業所規模別の平均は、調査票にある賃金の月間の支払総額、延べ労働時間数の合計を前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計の平均で除して得るというものです。

そして、産業計、事業所規模計などの1人平均額は、内訳となっている産業、事業所規

模の1人平均値を労働者数で加重平均して得ます。

ここで、各産業、事業所規模の労働者数はどのように推計しているかと申しますと、2ページに参りまして、図のようにして推計した前月末労働者数、あるいは本月末労働者数、これの平均値を使って加重平均をしているところです。

詳しい説明は割愛いたしまして、次に、調査対象事業所のサンプリングです。

サンプリングは、30人以上雇用する事業所と5人以上30人未満雇用する事業所とで方法を異にしております。

30人以上の調査対象事業所を第一種事業所と呼びますが、経済センサスによる事業所名簿から産業、事業所規模別に無作為抽出します。従来2年ないし3年の間隔で、1月分調査で行っております。「抽出替え」と呼んでおります。この抽出替えの月は、従来の標本も併せて調査します。後で述べるギャップ修正のためです。新標本の調査結果を新結果、旧標本の調査結果を旧結果と呼んでおります。通常、新旧の両結果には1%ないし2%程度のギャップ、かい離があります。

また、30人以上に復帰しないと思われる事業所や廃止事業所は、調査対象から外れ、代わりに、年1回、1月分調査では、追加指定を行っております。

次に、5人～29人の調査対象事業所ですが、第二種事業所と呼んでおります。こちらは二段抽出で指定しております。

第一段は、調査区の抽出です。

第二段は、抽出した調査区内の事業所について名簿を作り、そこから事業所を抽出するという仕組みとなっております。

指定した事業所は18か月、調べます。

調査区抽出から事業所を抽出して、18か月間調査というサイクルは、3ページの下図のように、全体を3組に分けて、それぞれ半年ごと、1月分調査、7月分調査でスタートさせるローテーションで行っているところです。

以上が、毎月勤労統計とはという1つ目の柱です。

次は2つ目、4ページに参りまして、ギャップの要因・改善策の効果についてです。

このギャップと申しますのは、第一種事業所の抽出替えの際に生ずるものです。第一種事業所は、抽出替えから次の抽出替えまでの間、基本的に継続して調査されるわけですが、その継続、脱落の状況を見てみました。

4ページの中ほどに指定の状況があります。グラフはいずれも前々回の抽出替え、2012年1月分調査から前回の抽出替え2015年1月分調査までの37か月間について、当初の指定数を100とし、月々の状況を見ているものです。

当初の指定事業所は、規模縮小、廃止等の事由で指定解除されて3年間で約4.5%減ります。しかしながら、指定数そのものは、年1回の追加指定がありますので、ならしてみれば、おおむね同水準で推移しているところです。

4ページの下が調査票の提出状況（提出率）です。2014年の後半、2015年1月の抽出替

えが近づくと低下する動きが見てとれます。実査をお願いしております都道府県によって状況が様々かと思いますが、全体としてこのように下がっている要因として、私どもは調査を3年目の後半となって長期に及んでいること、抽出替えが近づいて、新しく調査をお願いする事業所への説明や提出依頼、これを行う時期で、限られたリソースの中で、これを今までお願いしている事業所への督促等を併せて行わなければならないこと、こういったことが考えられるかと思っております。

また、5ページに参りまして、当初の指定数を100として、各月の集計数の推移を見ますと、2014年の後半まではおおむね一定ですけれども、2014年の後半以降、提出率が下がって集計数も減少していることが見てとれます。太い破線で示しておりますのが当初の指定事業所で、ずっと調査票を提出して集計されている事業所の状況です。

当初指定事業所の50.9%は、2015年1月分まで37か月間連続して集計されていることが分かります。

この連続して集計された事業所が、産業規模別にどのようになっているかを見たものが5ページの下の方の統計表のとおりです。

次に、6ページ、脱落事業所の賃金の状況です。

前回の基本計画部会の参考資料で、脱落事業所の賃金の平均を全体の平均と比較しました。全体の平均を100として、脱落事業所の最後に提出した賃金の水準を、脱落するまでの月の長さ別に見たものが、6～7ページにかけての数字の表の一番左側の縦の列の数字で、前回の部会で紹介申し上げたものですが、今回、これを廃止・規模縮小という明確な理由があるものと、それ以外、事実上、未提出ということですが、この二つに分けて、どの程度異なるかを見てみました。グラフと数値の表があります。全体の平均を示す100を上回ったり、下回ったり様々ですが、35月の平均をとってみますと、7ページの数表の最後にあります。廃止・規模縮小のほうがやや低いという結果となっております。

次に、7ページの②ですが、先ほど触れました前々回の抽出替えから前回の抽出替えまで37か月間連続して集計された事業所の賃金水準を集計してみました。この調査に御協力いただいた事業所の賃金水準を見ることで、逆に脱落事業所の統計に与える影響を推し量ろうというものです。

該当事業所だけで見た平均賃金は、7ページの下のように各月とも全体の平均を上回っております。どのくらい上回っているか、率にして見たものが8ページの上にあります。おおむね1.6%前後上回っている状態で推移しておりますが、ただ、提出率の低下のあった2014年の後半以降、その率が低下していることが見てとれます。

この提出率の低下は、連続して集計されている事業所が集計事業所全体に占める割合が高まることを意味します。8ページの下の方の図のとおりですが、こうしたことを見ますと、提出率の低下が、賃金が上方に偏らせる可能性があるのではないかと考えられることとなります。

次に、資料9ページに参りまして、角度を変えて標本誤差の状況を見てみたものです。

新調査、旧調査、新旧のギャップには、双方が有する標本誤差による分もあると考えられます。2015年1月抽出替えのときの新旧両結果の標本誤差を計算して、新旧結果のギャップが、かい離が、標本誤差で説明できるかどうか、見てみました。

10ページに結果の表がありますが、調査産業計では、標本誤差では確率的に説明できないような大きなかい離があるという結果となりました。

産業別に見てみますと、製造業などでも同様です。10ページの表で「**」、「*」が付いている産業です。ただ、「*」のついてない産業、標本誤差では説明できないようなかい離があるとまでは言い切れない産業もあるところです。

次に、11ページですが、500人以上の事業所に係る未回答の状況を見てみました。2015年1月分の新調査、旧調査で各産業の提出率を比較してみたところです。提出率の新旧の差と新旧結果のギャップの間に関係があるかどうか見てみたところ、11ページの下に散布図がありますが、相関係数は、 -0.03 程度でした。

次に、12ページに参ります。こちらは抽出する名簿の母集団の入替えによる効果の検証です。

12ページの中ほどに図があります。左側に前々回（2012年1月）の抽出替え、右側が前回（2015年1月）抽出替えと書いてありまして、2015年1月の抽出替えでは、2012年1月抽出替えで抽出した旧標本の結果があります。旧標本の結果は、前々回の抽出で抽出した、基本的には平成21年経済センサスの名簿から抽出した事業所の結果です。

一方、2015年1月の新標本の結果は、平成24年経済センサスの名簿から抽出した事業所の結果です。そこで2015年1月の新標本を、事業所の開設時期が2009年以前のものとして2010年以降のものに区分して、きまって支給する給与を計算して、新標本全体の結果である新結果と、新標本のうちの2009年以前開設に限った結果との比較、あるいは2009年以前開設に限った新標本の結果と旧調査結果との比較、これを試みました。

それぞれ比率をとって、新旧の比率であるギャップ率を12ページの下式のよう、資料でAとBと書いてありますが、この積に分解してみたわけです。

結果は13ページの上の表のとおりです。ギャップ率の多くが新標本のうちの開設2009年以前の結果と旧結果とのかい離Bによっていることが分かります。別添4に詳細な表がありますが、産業別に見ても多くの産業で同じような傾向が見受けられます。ただ、13ページの表に載せておりましたが、運輸業、郵便業のように逆の傾向を示す場合もあります。

旧結果は、基本的に開設時期2009年以前の事業所です。理屈上、新標本のうちの開設2009年以前の結果と値が近い、上の表で言えば、Bが1に近いと思われたのですが、そうでなかった要因の一つには、先に見た2014年後半に提出率が下がり、賃金水準が相対的に高い、37か月連続集計をお願いできた事業所の割合が高まったことが考えられます。

また、上の表でAと呼んでいるものですが、こちらは新調査結果には2010年以降に開設された事業所分も含まれますので、Aは抽出に使用する母集団名簿を新しいものにする効果と言えます。こちらの方は相対的には小さくなっているところです。

私どもが分析して、2014年後半の提出率の低下が、どの程度きまって支給する給与のギャップに寄与したか試算してみました。この試算は、4ページで紹介した提出率の動きと8ページで紹介した37か月間連続集計された事業所の賃金が、全体の結果を上回る割合との間に関係があることを利用して行ったものです。

その結果、14ページの図のように、産業計のギャップを試算として分解することができました。具体的な方法の説明は割愛させていただきますが、14ページの図を御覧いただきますと、新旧のギャップ、かい離が5,097円あるうち、2014年後半の提出率低下に伴う分が1,640円で、名簿が更新されて新設の事業所が入ってきたことに伴う分が1,200円、これでおおむね半分以上が説明できる、ただ、残りの半分近くの部分が、この2つでは説明できない分で、標本誤差による分、提出率の低下以外の脱落による分といった要因などが考えられますが、どれが幾らかまでは特定できなかつたところです。

資料の15ページに参りまして、私ども、第一種事業所について、今まで2～3年ごとに総入れ替えしていたわけですが、全体を3組に分けて、1年ごとに3分の1入れ替える（各組の調査期間は37か月間）ローテーション方式導入を考えているところです。前回の基本計画部会の資料では6ページで御紹介申し上げたものです。入れ替えが3分の1、3分の2は共通ということで、新旧結果のギャップが縮減することが期待できると考えております。

次の16ページですが、2015年1月分の旧標本から3分の2、新標本から3分の1の事業所を無作為に抽出して擬似的に3分の1入れ替えた標本を作成し、きまって支給する給与を集計してみました。1回ではたまたまかもしれませんので、この操作を1,000回実施して集計値がどのように分布するかを見てみたものです。16ページの図のとおり、旧結果とのギャップ、かい離がおおむね3分の1となるあたりに分布して、ギャップ縮減が期待できる結果となっております。

再び15ページに戻りまして（5）ですが、ギャップの中には、先ほど14ページの図でも紹介しましたように、抽出名簿の更新に伴うかい離がありました。ローテーション化によってこの部分がおおむね3分の1になると期待されるわけですが、私ども毎年の部分入れ替えをする際の抽出名簿について、毎年更新される事業所母集団データベースの活用を考えております。したがって、ここを更に縮減することが期待できると考えているところです。

また、提出率維持、向上の方策、例えば協力依頼、督促以外の業務の事務負担を減らせる部分は減らすなどいろいろな対策を講じること、提出率の低下によるギャップの拡大を防げば、提出率低下に伴うかい離も更に縮減できると考えているところです。

最後に17ページに参りまして、三つ目の柱、指数の作成方法、現行と検討中のものです。

まず、現行の方法です。資料は専ら賃金指数について述べております。賃金指数は数字を発表する当該月の1人平均賃金額を定数である“基準数値”で割って100倍したものです。

基準数値とは、基準年とする年の1～12月の各月の1人平均賃金額の単純平均です。

したがって、指数の動きは、1人平均賃金額の動きと同じで、各月の水準を、基準年の水準を100として相対的に比較したものです。

基準年も、比較の基準（100とする年）という意味しかありません。抽出替えとは無関係です。

したがって、ウェイト固定、バスケット固定といわれているような、ほかの生産指数や消費者物価指数といった指数とは意味合いが全く異なることになります。

ただ、抽出替えを行ったときに、1人平均賃金額の動きに断層（旧標本による旧結果と新標本による新結果との間にギャップ）が生じますので、そのままですと、前年同月比が、抽出替え月を境にギャップに相当する分、動いてしまい、推移を見ることが困難となってしまいます。

そこで、指数については、従来、18ページの図のように、過去の指数を改訂して新標本に接続し、前年同月比などは指数で計算したものによることにしていたところです。

改訂の具体的な式などは18ページにあるとおりです。

過去の数字を改訂するという従来の方式について、前回の抽出替えで、改訂によって前年同月比が増加から減少に転じた月があったりして、各方面から分かりにくいといった意見が寄せられたところです。

18ページの下にありますけれども、経済財政諮問会議の民間議員の方からの指摘、あるいは毎月勤労統計の改善に関する検討会を開催して、そこからも意見などいろいろと頂いたところです。18ページ、19ページにあるとおりです。

そこで、私どもローテーション方式を導入して、部分入替えとすることで、入替え時のギャップ縮減を期待しているところですが、なおギャップが生じることへの対応として、現在、過去に遡って改訂しない方法を検討しているところです。

前回御紹介申し上げた方法は、抽出替えの際に生ずる断層を、基準数値を変更して抽出替え後の各月の指数を作成することで対応する方法です。それまでの基準数値に新調査結果を旧調査結果で除したギャップ率を乗じたものを改めて基準数値として、抽出替え以後の各月の指数はこの新しい基準数値で作成します。

抽出替え月では、旧調査結果割る従来の基準数値と、新調査結果割る新しい基準数値が等しくなります。この意味で、抽出替え後は、旧標本の指数につながって新標本の指数が作られることとなります。

資料では、資料本体では説明しきれなかった詳細、あるいは統計表を掲げた別添を載せておりますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

以上、御説明申し上げます。

○北村主査 ありがとうございます。

ただ今の御説明ですけれども、12月のときの報告と比べれば定量的にかなり詳細に検討していただいたという印象を受けました。ただ、一つ申し上げておきたいのは、この統計は御説明にもあったように、指数という話をされているのですが、賃金も変わりますし、

ウェイトも変わる、1年に1回はサンプルを注入するというような形で、いろいろな形を補正していて、何かが固定されていて、賃金の変化だけを追うというような感じの賃金指数ではないということなので、裏返すと要因分解するのも非常に難しく、要因分解するためにはある程度の仮説を置いて検証せざるを得ないということで、実際大変難しい問題にチャレンジしていただいたということがありますので、その点も御留意いただいた上でいろいろ御意見を頂ければと思います。委員の方から御意見、御質問などありますでしょうか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 まずは大変丁寧な分析をされて、いろいろなことが分かってきたということで、厚生労働省の担当の皆様のお苦勞に感謝したいと思います。

その上で、このお話の中でかなり大事な部分が、私は8ページ目の下のところにある「提出率の低下が賃金を上方に偏らせる可能性」があるという結論ということと、その背景にあります4ページ目のグラフの提出状況のデータ、この辺りが今後の精度の改善のかなり重要な鍵であると受け止めました。8ページ目に書いてあるのは可能性ということなので、まだ仮説で、完全にこれが本当にそうかというのは検証しきれないところもあろうかと思いますが、かなり有力な仮説だと思います。そう思って見ますと、4ページ目のグラフでは、2014年末から2015年1月までの提出率が出ておりますが、この後の提出率は戻ったのだろうか、それとも、これはむしろ、ずっとこのままのトレンドで下がり続けているのだろうか、その後の様子はどうなのだろうかというのが少し気になったので、念のためお尋ねしてみたいと思います。

○北村主査 この点について、どうですか。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 2015年抽出替えの後、数字は戻っており、第一種事業所の提出率は、大体81%近辺で推移しております。

○川崎委員 もう一点、それに関連して続けて申し上げますと、先ほどの御説明からすると回収のための努力や労力が提出率にかなり響くという話があったわけですが、そう考えてグラフをじっと見つめてみますと、多分3月と11月の結果でしょうか、これが大体大小の差はあれども少しずつへこんでいるわけです。要は回収の労力をどれだけかけられるか、こういう回収率の癖をどうやって減らしていくかということが鍵になるわけですが、この後の一つの対策として考えておられるローテーションを行ったときには、二つの可能性があって、うまくいけば常に高い回収率が維持できるということかもしれないのですが、逆に標本を交代させた3分の1の部分だけは、いつも残る3分の2というべきですか、交代前の1年分ぐらいはすごく回収が難しくなったりすることが起こったりするのではないか。ローテーションを導入することによって提出率が全体としてどちらに働くのだろうかというのが私はやや気になったので、その点の感じをもしお持ちでしたらお聞かせいただけたらと思います。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 ローテーション化に伴って部分入替えが毎年発生することになるわけですが、その際の提出率が極力低下しないよ

うに、資料でも御紹介申し上げましたが、督促といえますか、提出をお願いする仕事に専念できるように、それ以外の仕事、例えば厚生労働省で行うとか、いろいろな配慮をしながら、低下しないような方策を講じていきたいと考えております。

また、提出率について付言いたしますと、1月、2月というのは、1月分調査、2月分調査という意味です。したがって、3月分で低下するのが、3月分調査の締切り、ゴールデンウィークの直前であること、あるいは11月分調査票の締切りは年末の休みの直前といった事情があり、その月は季節的に少し低下する傾向があります。

○北村主査 関根委員、どうぞ。

○関根委員 私も川崎委員と同じく、まずは今回精力的に分析をされたことに対して心より敬意を表したいと思います。その上で二点コメントしたいと思います。第一に、今、川崎委員がお話になりました回収率等との関係もあるのですが、未回答先への対応です。回収率を上げていくことは非常に重要だと思いますし、その方向で努力を続けるつもりであるということで承りましたので、その努力を是非続けていただきたいと思うのですが、一方で、そうはいつでも未回答、それでも答えない企業というのは残る可能性が高いのではないかと考えています。特に大企業で一部の業種の回答率が低くなると、大きな影響を及ぼす可能性があるということかと思えます。

先月の法人企業統計の審議におきましても、大企業の欠測値問題について議論しましたが、毎月勤労統計におきましても欠測値補完にどのような手法があるのかということも含めて、これは長期的な課題ということかもしれませんが、今後とも検討していただければありがたいと思っています。それがコメントの一点目です。

二点目は指数の話です。指数をどのように作るのかというのはいろいろ御意見があろうかと思えます。一つの考え方としては、統計作成目的がその時々々の情報に基づく平均賃金ということであれば、ギャップ修正をしないで、単に指数をそのまま作ればよいのではないかと、平均の数字をそのまま使えばよいのではないかとこの考え方はあろうかと思えます。

もう一つ、これはギャップの話などとも関わってくるのですが、サンプルの入替え時に水準や伸び率に段差が生じてしまうと、毎月勤労統計を景気指標として利用する立場としては、大きな問題になってくるということかと思えます。もう少し分かりやすく言うと、私どもはインフレとの関係で賃金を見ており、段差が生じると、金融政策を行う上でも非常に解釈がしづらくなってしまいうということでもあります。

こういったことから考えますと、サンプル入替えに伴う段差や標本誤差による振れをできるだけ除去するというのが、伸び率等を見る立場、すなわち景気分析に利用する立場からすると重要かと思えます。今回ローテーション方式を採用することになりますと、サンプル入替え時に継続して調査を行うところと継続しないで新しく入っていくところがありますので、このうち継続サンプルを利用して指数や変化率を算出することも可能になるかと思えます。

そうなりますと、こうした継続サンプルから算出する賃金指数を参考系列として作成や

公表を検討いただければありがたいと思う次第です。これは実は今回の御説明の中に入っていない新しい作成方法になってしまいますが、ローテーション方式により3分の1ごとに入れ替えしていく中で、既存の3分の2のものについて伸び率を比較するという形で参考系列みたいなものを作ればよいのではないかと、御検討を賜れば大変助かると思っっている次第です。

私から以上です。

○北村主査 今の点についていかがですか。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 まず、最初のいわゆる欠測値補完の話ですが、私どもも関心がありまして、ほかの調査の動きなどを見ながらよく検討してまいりたいと考えております。

また、2番目の継続標本での伸び率を出して指数を作っていくという点についても、毎月勤労統計の指数の役割を踏まえながら、よく検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○北村主査 ほかにありますか。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 すみません、少し専門が違うのですけれども、まず、大変な労力ありがとうございました。いろいろ勉強させていただきました。

今の御指摘のところで確認なのですけれども、もし伸び率を見たいとか、変化という話になりますと、変化の中身を見るというのはすごく難しいのは当然で、そういう意味だと今、関根委員がおっしゃったように、継続サンプルで見るのが一番単純というか見やすい。そうするとローテーションすること自体の正当性というのが疑われてしまうということまでいきかねないのですけれども、そこまで言うかどうかというのは別問題として、つまり何を見るかということだと思っております。ですから、継続サンプルというか、そこまでサーバイブした企業になりますので、その分もちろん抜け落ちたものよりはギャップがある意味でその時点で生じているという性格もありますし、新しく入ってくるという企業自体も景気に非常に変動しやすい、業績がどうかということと、いろいろなことが混在することになりますので、もう一つ言うと、指数ということが、いろいろなものが混在してしまうとか、私が素人なので多分そこが読みきれてないのだと思うのですけれども、基準値がそれぞれ違うものを掛け合わせて、それはどういうことかという感じです。

ですから、その辺りは、多分一つは、説明をまずしていただくと、丁寧な説明は常に必要だということと、ここだとどう考えても継続サンプルが核になってくると思うのですけれども、その辺りのことはいかようにお考えなのか、御意見頂けますとありがたいです。

○西村部会長 その前に、私がきちんと話を整理しておかないといけないと思っておりますので整理します。

基本的には分布、その時点、その時点で分布があるわけです。分布に関する統計として平均値、それから、高次のモーメントが幾つかあるわけです。分布に関する統計と景気指標としての指標とは本来違うものなので、これを混ぜるのはいけないということです。そ

れから、平均値を見るということであれば、従来のやり方で私はほとんど問題ないと考えています。

ところが、これを景気指標として見る場合には見方が違い、その場合には、例えば同じ企業の設備投資がどのように変化しているのか、同じ事業所の平均賃金がどのように変化しているか、これが大きく問題になってくるわけです。そのために、例えば継続サンプルで変化をみると、そこは当然歪みが生じますが、この歪みというのは、例えば脱落企業に関して言えば、企業が減り、そこで解雇が起こりという形で失業率等である程度は補正することは可能なわけです。それから、人々の感覚としては、自分がもらっている賃金がどのように変化しているかということが重要になってくるわけです。

したがって、景気指標として継続サンプルで変化をみるというのは、人々の肌感覚に対応する形、そういう情報を与える形になりますし、それは同時に景気を見るときの重要なベンチマークになるということなのです。

そこで従来の指標は変えずに、景気なら景気に対応するような参考指標を作っていく方が私は正しいと考えています。これが新しいやり方だと私は考えています。

○北村主査 今の点も含めて厚生労働省から何か御意見はありますか。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 今回の御指摘の御意見、あるいは西村部会長のお話などを踏まえて、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

○北村主査 ほかによろしいでしょうか。どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 再び発言いたします。今までの議論を伺いまして、もう二点お願いしたいことがありましたので、それも補足いたします。一点は、先ほどの関根委員の御発言に関係するのですが、指数というのはいろいろな意味での加工が入っていることがありまして、それを利用するのは指数の前提をきちんと理解しないと極めてミスリード、あるいは誤解してしまうおそれがあるわけです。これは作っている側もそういうミスリードのないように配慮されているのですが、使う側の方での誤解も起きやすいかと思えます。そういう意味で、私はどちらかというところ、毎月勤労統計のデータを見る際には、指数よりも平均の賃金や労働者数の方を見るようにして、その上で指数を解釈するようにしていますが、実はそれをやる上で、元の平均の賃金とか、特に雇用者の内訳としての一般雇用者とパートの雇用者の内訳の数を追いかけてやると非常に追いかけていくのが難しいです。

これはこの資料の中で、厚生労働省が非常に的確に1ページ目のところにアンダーラインで、これは非常に強調されたことがよく分かって大事なポイントだと思うのですが、「同じ労働者と比較しているわけではない」とはつきり書いておられる。これは当然のことなのですが、昨今見ていると、特にパート労働者の割合が高くなっているものだから平均の給与額下がるということが起こっているというわけです。最近の数字を見ますと、一般雇用者もパート労働者も平均賃金は上がっている。しかし、全体の平均値はそれよりも上がり方が低いか、下手をすると横ばいになっている。その原因はパート労働者の割合が上がっているからということがあって、その辺りは実はよく読むとその説明が読め

るのですが、よくよく読まないと言えれば分かりにくい状態になっているということかと思えます。

恐らく分析されている方や政策担当者はそこを理解しておられるのだと思うのですが、極めてそれが分かりにくい状況になっているので、せつかくでしたら、そういう背景データとしてある賃金の実額や、あるいは雇用者数の内訳の時系列のデータをきちんと見えやすく表示していただきたい。その数字が一生懸命探しても時系列データでは非常に見つけにくい状態になっており、分析は非常にやりにくい感じがしておりますので、恐らくお持ちなのだと思うので、それをどこかで表示していただけたらありがたいと思います。

それとの関連で申せば、今回の年平均の結果で、平均賃金の変動の要因を要因分解したグラフを載せておられて非常に分かりやすいと私は思うのですが、そういうのをもう少し頻度高く、できれば毎月載せていただくと、もう少し数字の解釈がしやすくなるのではないかと思いますので、是非今後それをお願いしたい。少し長くなりましたが、一点目のお願いです。

それから、二点目は、厚生労働省へのお願いというか、むしろ総務省へのお願いかもしれませんが、毎年アップデートしていく、標本のフレームの切替えをやっていくという、3分の1ずつのローテーションやっていくというのは、私は良い方向だと思うのですが、実はそれは事業所母集団フレームのアップデートに依存してくるわけです。ですから、そちらの方がしっかりできていくことが大前提になりますので、是非、これから総務省でも頑張ってもらいたいと思うのです。

その上でもう一つ、更にお願いは、実は毎月勤労統計において、24年の経済センサス - 活動調査のフレームに切り替えが行われた結果について気がついたのですが、官公営の事業所が経済センサス - 活動調査では調査の対象外となっているということです。官公営の事業所といえば、例えば公営交通などが該当します。これまでのところ、経済センサス - 活動調査では、そのデータは他の情報源から得ることができるということで、調査負担の軽減の観点から、実地調査の対象外とされています。これは活動調査だけで、基礎調査では入っているということです。このギャップは、何とか埋めていただくことが望ましいと思いますので、今後、是非官公営の事業所もできるだけきちんと継続的な事業所母集団フレームの中でカバーしていただくようお願いいたします。そうやっていただくと、それに基づく毎月勤労統計も、より高い精度が確保できるのではないかと思います。

○北村委員 中村委員、どうぞ。

○中村委員 一点だけ確認したいことがありまして、20ページの指数の「検討中の案」についてであります。最後に（注）として「基準年を変えるときには、基準数値は、新しい基準年の各月の賃金額の単純平均となる」ということですが、この方法でやる場合にはギャップ率はそのまま残る、基準年は変わってもギャップ率は残って、それは歴史的に残ってしまうということになるのだと思うのですけれども、そうすると、この上の式でいうと、基準数値がサンプル替えの数だけはあるという指数になってしまって、少し奇妙な感

じがするということがありますので、私としては何も施さない単純平均と継続サンプルに関する変化率という2通りのほうが自然な感じがするという気がいたします。

○北村主査 この点について、何か厚生労働省でありますか。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 御紹介申し上げたこの方法は検討中の案の一つということですが、御意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○北村主査 ありがとうございます。川崎委員の御発言について。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 川崎委員からの御指摘の特に第一点目については、私ども統計を作って公表しているものとしまして、分かりやすい統計、使いやすい統計になるように努力してまいりたいと思っておりますので、また、いろいろと御示唆などお願いできたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○北村主査 ありがとうございます。ほかにありますか。

時間が来ていると思いますので、今、頂いた意見、全部まとめるのは難しいのですが、確認できた点を私なりに整理したいと思います。

標本入替えに伴うギャップ縮減に向けて、厚生労働省からローテーション・サンプリングの導入に向けた姿勢が示されました。これは、事業所の負担や実査可能性を総合的に勘案すると、調査期間を3年1か月、1年ごとに3分の1入れ替える案が現実的という案も示され、この方式によるギャップの縮減効果も定量的に確認できたということで、この点は評価したいと思います。今後、ローテーション・サンプリングの採用に向けて段階的な意向も検討されており、スケジュールを明らかにし、都道府県を始め実査に係る関係省庁との調整を進めていただくということで必要な予算の確保が必要かと思えます。

二番目ですけれども、ローテーション・サンプリングの採用に合わせた母集団情報の取扱いについて、厚生労働省からは事業所母集団データベースを使用することを検討しているという話もありました。ただ今川崎委員からも御指摘ありましたように、母集団情報の反映サイクルの短期化によっては母集団情報の入替えによるギャップの縮減効果も見込まれます。この点についても高く評価したいと思います。

三番目ですけれども、提出率の維持・向上について、これがかなりギャップの要因であることが明らかになりましたので、提出率の維持・向上のための具体策を検討していただきたいと思えます。限られたリソースで対応している状況もありますので、提出率の維持・向上のための人的な予算の確保等も必要になってくるかと思われます。

次に、賃金と労働時間指数の補正についてです。厚生労働省からは、利用者にとっての分かりやすさ、納得性を勘案して指数について、過去に公表した指数を改訂することのないことを念頭にギャップの補正をするという話がありました。ただ、ローテーション方式を導入したとしてもギャップが残るということであれば、指数においてギャップをどのように対応するか、今、各委員からも意見が出ましたように、いろいろな考え方があろうということでありまして、それについては厚生労働省で時間をかけて対応していただきたいと

思います。

継続サンプルでの増減率、参考値が必要という意見が関根委員から出されたわけですが、これも検討していただきたいと思います。特に、西村部会長からも、景気指標としての利用者サイドから見れば非常に重要な情報であるという御指摘ありましたように、必ず対応していただければと思います。

ローテーション方式の導入によって、標本入替え時のギャップの縮小が見込まれますが、ローテーション方式の導入後も、引き続き標本入替え等のギャップについては、要因を定量的に分析して、毎月勤労統計がより精度の高い統計となるような改善に向けた検討を続けていただきたいと思います。先ほどから議論があったように全てのものが変化しているような数字ですので、原因が一つのことにと絞りきれないことも明らかになっておりますので引き続き検討を続けていただきたいと思います。

それから、欠測値の補完を検討すべきという意見、これも関根委員から出たわけですが、より精度の高い統計を作成していく上では個票レベルでの欠測値を補完する手法についても中長期的には検討していただきたいと思っております。

最後に、これは川崎委員からも議論があったわけですが、情報提供の充実ということでお願いしたいことですが、標本設計や標本誤差に関する情報、速報から確報に向けての修正される要因等は不可欠な情報であります。今、情報が十分読み取りにくいというようなこともありましたので、そういうことも含めて情報提供の方法について改善を求めたいと思います。

本件はこのように取りまとめさせていただきたいと思います。

あとは報告書の案で、皆様に確認していただくこととなります。報告書の時点では取り組む時期など、工程表みたいなものについても具体的に書き込んでいただくようにしたいと思います。

以上、私からの取りまとめとしたいと思います。

西村部会長に戻させていただきます。

○西村部会長 北村主査、どうもありがとうございました。

それでは、次に10月26日の基本計画部会で決定して12月11日に改定した「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）検討の流れについて」に記載のとおり、家計統計、横断的な事項についてこれから確認していきたいと思います。まず、家計統計については、河井主査が中心となって確認を進めていただくこととしておりましたので、以後の進行を河井主査にお願いいたします。

○河井主査 それでは、時間もありませんので、家計統計の審議に入りたいと思います。この統計の審議を担当いたします河井です。よろしく願いいたします。

この統計につきましては、昨年度、未諮問基幹統計として審議され、今後の取組の方向性が整理されております。

一方、昨年11月の経済財政諮問会議において、この統計について、回収されたサンプル

の分布に歪みが生じているのではないか、補正推計をするべきではないのかという議論がありました。このため、12月の基本計画部会において、昨年度審議結果のフォローアップとともに補正推計等についての議論をすることを決めました。

以上のような観点を踏まえて整理したものが、お手元にあります資料2-1です。それでは、資料2-1を御覧ください。

まず、第一の世帯分布についてです。

標本設計と回収サンプルとの関係を有業人員数や世帯主年齢について、世帯数分布の観点から検証した状況を確認したいと思います。その上で、データの振れ等の補正方法に関しても議論したいと思います。

次の第二の個人消費の把握の充実についてです。消費の基調的な動きを把握するための取組や家計消費に関する新たな消費者の開発に向けた研究状況について議論したいと思います。

次の第三の記入者負担の軽減についてです。スマートフォンなどでレシートの読み取り機能を活用した家計簿作成など調査方法見直しの取組状況について議論したいと思います。

次、第四の情報提供・利活用向上についてです。ここではサンプルの分布などの情報を利用者に分かりやすく提供するための取組状況について議論したいと思います。この点ではネット上での提供方法も重要ですので、その観点も論点に加えました。

最後に第五のその他です。ここでは、家計統計の多様なニーズと役割について議論したいと考えております。併せて今後の見直しのスケジュールについても確認しておきたいと思っております。

では、統計局から御説明をお願いいたします。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局統計調査部消費統計課長の栗原と申します。委員長及び委員の皆様方にはいつも大変お世話になっております。本日は、よろしく御願いいたします。

資料は資料2-2「家計調査における取組の現状」及び参考資料となっております。また、委員の皆様には席上配布としまして一部資料をお配りしております。時間も限られておりますので、ポイントを中心に御説明いたします。

まず、資料2-2ですけれども、前半部分で家計調査の現状といたしまして調査の基本的なところに簡単に触れております。

3ページでは、家計調査と家計消費状況調査の関係をイメージ的に表しております。家計調査は我が国の世帯における家計収支の実態把握を目的とした基幹統計調査で、全国約9,000世帯を対象としております。調査員が世帯を訪問して調査票の配布・回収を行い、調査世帯は家計簿に日々の収入と支出を記入いたします。

また、購入頻度が少ない高額商品の把握など家計調査を補完することを目的とした一般統計調査である家計消費状況調査があります。こちらは民間委託により、全国約3万世帯を調査しており、回収は一部調査員、オンラインも併用していますが、郵送回収が中心で

す。

両調査合わせまして消費動向のよりの確な把握を図ることが意図されており、両者の結果を合成した家計消費指数という指数も公表しています。

4 ページでは、家計調査及び家計消費状況調査の主な概要をまとめています。

今、申し上げた以外の結果の利用面では、家計調査は税制、年金等社会保障政策の検討の基礎資料、CPIのウェイトの算定などにも利用されております。また、「餃子日本一」などよく報道などでも見かけたりしますが、地方におきましても家計調査結果を基にした町興しなどにも利用されています。さらに、月例経済報告の個人消費動向の判断、QEの作成、そういった各面で利活用されています。

一方、家計消費状況調査の結果につきましては、家計消費指数の作成のほか、QEの基礎データとしまして、一次QEの段階から利用されるなど、こちらも重要な役割を果たしております。

5 ページに参りまして、家計調査の標本設計ですが、調査の対象は単身の学生など一部を除きまして全国の世帯です。2人以上の世帯は8,076世帯、単身745世帯を抽出しています。サンプルの抽出は全国の縮図となりますよう、図にあるように、市町村・調査区・世帯と3段階で行っております。特に3段目の世帯の抽出のところですが、調査区内の「勤労者世帯」、「勤労者以外の世帯」、「農林漁家世帯」の比率に基づいて抽出しております。最初に抽出した世帯がやむを得ない理由により調査できない場合には他の世帯を代替抽出することとなります。この場合、代替世帯はどの世帯でもよいというわけではなく、勤労者世帯が調査できないときには、同じく勤労者世帯から代替するというように、この3区分の同じ区分の世帯で代替をしています。これにより、できるだけ母集団の実態を反映した標本となるようにしているということです。

6 ページにまいりまして、標本交替の仕組みについてです。

家計調査は毎月の調査ですが、同じ世帯を固定して調べ続けるのではなくて、一定のルールで交替しています。2人以上世帯につきましては、6か月の調査の後に新しい世帯と交替いたします。調査ごとに調査の開始月をずらしていることで毎月全体の6分の1が新しい世帯と交替する仕組みとしております。同様に単身世帯につきましては毎月3分の1が新しい世帯と交替しております。

このように2人以上の世帯について見てみますと、全体の6分の5とサンプルの8割以上は継続標本が占めており、前月からの変動を抑制してできる限り結果の安定性に配慮した仕組みとなっております。

なお、調査員は1人で2単位区を担当していますが、どの調査員も3か月ごとに名簿の整備・抽出・依頼を行えるよう単位区が割り振られており、業務の平準化も図られています。

7 ページは標本誤差の状況です。

毎月の標本誤差率につきましては、消費支出全体と費目別を示してございまして、消費支

出全体では1.3%となります。住居など誤差率の大きい項目は、家計消費状況調査でも捉えるようにしております。

8ページで結果の推定方法ですが、家計調査では調査した結果を単純に集計しているわけではなく、結果精度を高める工夫といたしまして労働力調査結果をベンチマークとして推定を行っております。労働力調査結果をベンチマークとしておりますのは、労働力調査は月次調査で5年に一度の国勢調査よりも分布の状況をタイムリーに反映できること、労働力調査では標本サイズが約4万世帯と家計調査よりも大きくなっており、表にあるとおり国勢調査結果と世代人員の分布は一致しているということがあります。

それから、地方別、世帯人員別などの結果が利用できるということがあります。推定できる区分としましては、地方を考慮するとともに、世帯の規模を表すものとして、消費との関連が強い世帯人員を採用した分布を用いた推定となっております。

続きまして、課題に対する取組状況に移ってまいります。

10ページですが、本日御説明する事項を表したものです。

世帯分布の確認、他の関連統計との比較、消費者の基調的な動きの把握、今後の取組、家計統計の利用ニーズと役割となっております。

11ページで世帯分布の関係です。

世帯分布に関しましては、昨年度統計委員会で御審議いただいた点に加えまして、先般、経済財政諮問会議におきましても、高齢者の消費動向が色濃く反映されているのではないかと、あるいは年齢階級に関する補正をした数値を参考提供すべき、こういった御指摘がありました。

まず、世帯主の年齢階級につきまして、直近の利用可能な国勢調査と比較しています。分布を見ますと、家計調査の世帯分布は国勢調査と比べますと、若年層の割合が低く、高齢層の割合がやや高くなっているという状況です。

12ページでは、有業人員について見ております。

平成24年就業構造基本調査結果と比較して、家計調査のほうが0.1人ほど少なくなっています。このような状況を踏まえて、推定方法の検証といたしまして、今回、通常用いております世帯人員分布のかわりに、世帯主の年齢階級別世帯分布や有業人員別世帯分布を用いた推定の試算を行って公表値と比較を行いました。なお、ベンチマークとしましては、労働力調査結果を用いております。

13ページ、検証の結果ですけれども、グラフの期間につきましての前年同月比では公表値と試算値との差の絶対値は、いずれの試算の場合も平均で0.5ポイント以内と動きの傾向もほぼ同じとなっております。結果を見る限りでは、基調の判断に違いが出るまでの差ではないように思われます。

その上で、今後の対応としましては、社会の高齢化が一層進むこと、経済財政諮問会議からの要請もあったことなども勘案して、世帯主の年齢階級を用いた推定結果を参考系列として提供する方向で考えています。また、今後も今回取り上げた以外の他の属性区分に

よる推定につきましても、引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

14ページにまいりまして、他の関連統計との比較です。

まず、商業動態統計調査の小売業販売額との相違点を整理してございます。家計調査の消費支出、こちらは2人以上世帯の1世帯当たりの平均値でございまして、「財」、「サービス」双方も含むことでありますとか、「贈与金」など移転支出を含むという特徴がございまして。

これに対しまして、商業動態統計調査の「小売業販売額」は販売の総額を表しており、基本的には「財」が対象であること、事業者あるいは最近増加しております外国人観光客などによる消費分も含まれているという特徴があるかと思えます。

このように、家計調査は世帯の消費支出を把握するもので、事業者や外国人観光客による消費まで含めて把握するものとはなっていないという点には注意が必要かと考えております。

15ページで、今度は家計調査の「実収入」と毎月勤労統計調査の「現金給与総額」の相違点の整理です。

家計調査の「実収入」につきましては、2人以上の勤労者世帯の1世帯当たりの平均値で、全ての世帯の収入を合算したもの、勤め先収入以外にも、事業・内職収入、公的年金給付等の社会保障給付等、こういったものを全て含んだ収入となっております。

一方、毎月勤労統計調査の「現金給与総額」は、常用労働者1人当たりの賃金で、対象は常用労働者5人以上の事業所ということです。

このように、家計調査の実収入につきましては、2人以上の勤労者世帯の収入、それも様々な全ての収入を含んだ1世帯当たりの平均値を表しているものですので、労働者全体の1人当たり賃金を把握するものにはなっていないということには注意が必要かと思われまます。

16ページにまいりまして、消費の基調的な動きの把握ということですが。

こちらは最近の取組といたしまして、「3か月後方移動平均を施した系列」を27年10月から提供を開始したという御紹介です。

17ページにまいりまして、同じく基調的な動きを把握するための検証ということで、AK estimatorについて試算、検証を行っております。AK estimatorは、推定結果の安定性を高めるためにアメリカの労働力調査で採用されている推定方法ですが、このAK estimatorを用いた推計、ここではパラメータをAKによる前月差の標準偏差が最小になるように決定していますけれども、試算結果は、試算値と公表値の差の絶対値の平均は0.6ポイント以内となっております。

家計調査は元々全体の6分の5のサンプルが継続する設計になっていることもありまして、試算結果からはAK estimatorによる推計の改善効果は余り期待できないと考えております。

それから、18ページにまいりまして、家計消費状況調査ですが、冒頭御説明しましたと

おり、家計消費状況調査は、高額で購入頻度の少ない特定の品目を把握するための調査です。その特徴を挙げますと、購入頻度が少ない品目名が調査票にあらかじめ印刷されているということ、調査世帯数が約3万と大規模であることです。

このため、グラフで「自動車」の場合を掲載していますが、こうした購入頻度が少ない品目につきまして、記入精度が高まり、前年同月比の変動を安定的に捉えられることが期待できるものです。

19ページは家計調査と家計消費状況調査の結果を合成した家計消費指数ですが、このグラフを掲載しています。

家計調査と比較していますが、見た目上の違いはやや分かりづらいかもしれませんが、最近の期間について標準誤差率を比較してみますと、家計調査1.4%に対して、家計消費指数は1.1%となっており、標本誤差は家計調査より小さく抑えられていることが分かるかと思えます。

20ページでは、今後の取組をまとめています。

家計調査は世帯を対象として、世帯側から消費の詳細な実態を把握する統計、マイクロ統計です。ただし、ここまででも確認したとおり、記入者負担の大きさなどが世帯分布に影響を与えている可能性があるということです。

今後の取組としましては、ビッグデータの活用可能性など新たなアプローチも含めて、家計消費に関する新たな指標の開発に向けた研究を行うなど、家計消費に関する統計の充実に向けて幅広く検討を行いたいと考えております。

それと併せて記載しているような取組を進めてまいるとはいうことですが、以下、これらについて御説明いたします。

21ページですが、家計消費に関する新たな指標の開発に向けた研究です。

今日、我が国では少子高齢化が一層進展しており、世帯人員の減少、単身世帯の増加など世帯構造の変化が進んでいます。

家計調査の主系列（月次）で公表しております結果は、2人以上の世帯を対象としており、消費支出などの1世帯当たりの平均値を表すものです。

このように、家計調査の月次の結果については、構造変化が進む世帯当たりの平均値を表すものであり、我が国の家計消費全体を表すものではないということが言えるかと思えます。

このため、我が国の家計消費全体がどう動いているのか、世帯側から見た消費全体の動きを把握できるような指標の開発に向けて新たに研究を進めていくことを考えております。

研究のポイントとしては、ポイントカードデータ、POSデータといったビッグデータなど様々な新たな情報源の活用の可能性についての研究を始めとして、家計消費指数の在り方、単身世帯の消費支出の把握の在り方、世帯構造の変化が家計消費全体に与える影響の分析など幅広い観点から研究を進めてまいりたいと考えております。

22ページにまいりまして、家計消費状況調査・家計消費指数の公表早期化に係る取組で

す。

家計消費状況調査につきましては、速報、確報と2回に分けて公表していますが、その公表時期は家計調査と比べますと速報で1週間後、確報で2週間後となっております。また、家計消費指数は、確報と同時期の公表です。

今後の取組としましては、足下の消費状況につきまして、できるだけ早期の把握に資するよう、作業の効率化等を通じまして、まず、確報の公表を1週間早めて速報と一本化いたします。

また、家計消費指数につきましては、現在より3日程度公表の早期化を行います。

家計消費状況調査については、民間委託による郵送回収が中心の調査で、そのスピードと精度はトレード・オフの関係にあることに留意が必要ですが、更にオンライン回答の推進などに取り組むことにより、家計調査結果と同時期に公表できるようにすることを目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

23ページにまいりまして、記入者負担の軽減、ICTの活用についてです。

ここでは記入しやすさの向上や精度の向上を図るために、オンライン調査の導入などICTの活用に取り組むこととしております。

ポイントといたしまして、一品一品を家計簿に記入するのは手間がかかるため、買い物をした際のレシートをスマートフォンで読み取り、複数の品目を入力する機能、家計診断など、調査への回答が調査自体のメリットにもつながるような機能、あるいは調査実施の面でも回答状況など国と地方を通じて一括して管理できるような機能、より記入しやすいツールとしてのタブレット端末の活用方策などについて現在検討を進めています。

24ページにまいりまして、「調査票の見直し」の関係ですけれども、こちらは記入しやすさの向上の観点からの家計簿様式の見直し、例えば繰り返し記入する必要があります収入関係の項目名をあらかじめ印刷しておくことなどや、記入者負担の軽減の観点からの調査事項の見直しなどについて検討を進めております。

また、「数量（重量）の記入」につきましては、CPIのウェイト作成での利用を始め、各種政策などでの利用状況、数量データを把握すべきというILOの決議などを勘案いたしますと、直ちに廃止することは難しいのですけれども、記入者負担をいかに軽減するかという観点から幅広く検討してまいりたいと考えております。

高齢者に配慮した記入支援という点につきましては、現在都道府県に出向いて、実査を担います調査員などから実情を聴取しているところです。その結果を踏まえて、可能な方策を検討してまいりたいと考えております。

さらに、家計調査は今後も確実に実施していく持続可能なものとしていくにはどのようなことが必要か、そうした観点からも検討を進めてまいりたいと考えております。

25ページでは、情報提供・利活用の向上の充実ということで、調査結果を正確に理解して使ってもらうために情報提供・利活用の向上は重要と考えていまして、「世帯分布」の時系列統計表の作成・提供、関連統計に関するリンク、Q&Aの充実、それから、家計調査結

果を見る際の留意点などの情報の提供に取り組んでいるところです。

26ページ、最後、今後の主な取組としてまとめたものをお示ししています。

個人消費の把握の充実につきましては、家計消費の全体像を把握できる新たな指標の提供に向けた研究、その中にはビッグデータなど新たな情報源の活用可能性、これは28年度から直ちに着手いたします。

世帯主の年齢階級別世帯分布を用いた推定結果の参考系列としての公表につきましては、28年度から提供いたしますとともに、他の属性区分による推定方法についても引き続き研究を進めてまいります。

家計消費状況調査・家計消費指数の公表の早期化につきましては、確報の公表の早期化を29年1月から実施予定です。

ICTの活用による記入しやすさと精度の向上、記入負担軽減につきましては、一つ目のスマートフォンによるレシート読み取り機能を含むオンラインでの回答可能化と、三つ目の記入しやすい家計簿様式への変更につきましては、30年1月から実施予定です。

二つ目のタブレットを活用した回答可能化につきましては、記入しやすい専用ソフトの開発等も進めつつ、平成30年度以降、順次導入していくことを考えております。

結果の正確な理解に資する情報提供につきましては、今年度から準備提供を進めており、今後もその充実に向けて取り組んでまいります。

そして、これらの関連する事項につきまして、平成28年度後半以降の統計委員会への諮問を想定しています。

27ページは、その工程表です。28年度に直ちに実施するものから、30年度くらいまでかかるものを含めて今後の取組の工程をお示ししています。

最後に28ページですけれども、論点にもありますとおり、家計統計に求められる利用ニーズと役割という点に関して、利用ニーズを改めて整理してみたものですが、大きく分けて世帯の消費実態、ミクロの把握と景気動向、マクロの把握の二つがあり、それぞれ記載されているような各種政策の基礎資料でありますとか、重要な統計の作成などに利用されているのが現状です。

こういった現状は現状といたしまして、家計調査の役割ということで改めて考察してみますと、家計調査は家計消費の実態を明らかにするというミクロのところの把握が本来的な目的となるものです。

一方で、「財」から「サービス」に至るまで世帯の消費を全てカバーする包括性と、毎月結果が発表されるというタイムリー性から、景気動向の把握などマクロの目的にも利用されているというのが現状ですが、しかし、この場合にはサンプル調査としての限界もあるように思われます。家計調査の役割についての考え方を整理すると、このようになると思います。

私からの御説明は以上です。

○河井主査 ありがとうございます。

トピックスと申しますか、たくさん論点があるのですけれども、委員の皆様から御質問、あるいは御意見がありましたらお願いしたいと思います。清原委員。

○清原委員 御説明ありがとうございます。清原です。28ページ、最後のところに家計統計の役割についての考え方を端的に整理されています。マイクロ統計の意義、それから包括性と迅速に公表する適時性というようなことで集約されているのですが、併せて本日の御説明では、20ページ、21ページの「今後の取組」のところに、ビッグデータの活用などの新たなアプローチの可能性を含めて、今後検討すると御説明がありました。

21ページには、ポイントカードデータ、POSデータなどのビッグデータを始めとする様々な情報源の活用の可能性を含めて研究されていくとあります。マイクロな調査としての意義を尊重しつつも、補完的なほかのデータによって実態を補強していきたいということだと思っておりますが、実際にこのビッグデータ等の活用については、どのような展望を持っていて、今後の家計調査の意義と併せて展開をされていかれるか、現時点でもう少しお考えがありましたら教えていただければと思います。

以上です。

○河井主査 それでは、お願いします。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 現時点でそれほど具体的になっている訳ではないのですけれども、消費の実態把握というところを補強していく一つのアプローチとしてビッグデータみたいなものを活用してまいりたいということで、POSデータ、ポイントカードデータ、電子マネーデータ等いろいろあるかと思うのですけれども、そういった中から利用可能性を検討していくということで幅広くやっていきたいと考えております。

あと、やり方としては、民間の方との連携、そういったことも視野に入れながらいろいろ考えていきたいと思っております。

○清原委員 ありがとうございます。まだ今後の検討課題だということもありますし、ビッグデータにつきましては、御指摘のように、民間の皆様との関係もあります。また、消費者でありますとか、個人の皆様においては、「匿名化されたビッグデータの活用」の場合については意義があり得ると思います。また、自治体などでも「地方創生」の取組の中でビッグデータの活用などは示唆されています。それからマクロに考える上で意義もあるかと思うのです。しかしながら、取り扱う際においては、プライバシーと表裏一体な点もあり、この辺、その利用について御同意いただきながら、公の調査として御協力いただいている皆様の調査をこれまでと同様、個人情報保護しながら、尊重しつつ、匿名性を持った上でのビッグデータの適切な活用について、慎重に、しかし有効性を展望しながら御検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○河井主査 ほかにありますか。野呂委員、お願いします。

○野呂委員 御質問が二点ほどありまして、一点目は、今、清原委員のおっしゃった28ページ目の役割の考え方で、マイクロの把握が本来目的で、マクロ的には利用に限界があると

いうところが、素人的に十分理解できなくて、大変瑣末なことで恐縮なのですが、23ページではスマートフォンでレシートを読み取って家計簿をつけるというところがありました。例えば、スーパーのレシートなどでも非常に細かく品目があるものもあれば、餃子、ソーセージ等という区分がなく、単に食品だけとしか書いてないレシートもあるわけなので、これを利用するということは、どちらかというところ、これまでのような細かい品目で見ずにもっと大きくくりで見るのかと思ったのですが、一方で利用はマイクロでいくということで、その関係について少し教えてほしいと思います。併せて5年に一度、全国消費実態調査が行われていると思うのですが、その関係などについても、今後どうされるのかというのが一点目の質問です。

二点目が、21ページの下「研究のポイント」の二つ目のところですが、今、単身世帯は非常に多様化しているかと思うのですが、その割には今サンプル数が少ないというのが実感なのですが、この辺り今後どのようにされるのかということについて方針があれば教えてほしいと思います。

○河井主査 よろしくお願ひします。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 まず、レシートの読み取りのところ、レシートによっては大ざっぱなものしかないの、細かいところまで取れるのかという御指摘の点ですが、基本的には細かい品目ベースで引き続き取っていくことを考えており、したがって、レシートもどういった場合で読み取りができるのか等、その辺の読み取りの精度みたいなところも今後更に詰めていかなければいけないと考えています。

全国消費実態調査との関係ということですが、全国消費実態調査はいろいろな属性別の結果、都道府県別等、より詳細に出していくという調査ですので、そこは今の役割のところの中で、引き続きやっていくものと考えております。

単身世帯の把握ということですが、御指摘のとおり、単身世帯では、若年層のように昼間行っても会えない等、非常に調査が難しいところもあり、サンプル数も限られたものになっているのですが、そこは少し視点を変えて民間モニターみたいなところを一部活用するとか、推定のところでももう少し工夫するような形、そういった可能性がないか、そこもいろいろ考えていきたいという趣旨で書いているものです。

○河井主査 ほかにありますか。関根委員。

○関根委員 まずは詳細に分析していただきまして、大変ありがとうございます。私も今回のいろいろな分析結果を見ますと、家計統計はマクロの景気指標として利用することに対して、今後とも精度改善に御努力をしていただけないかと思うのですが、それをもってしても相当難しいということかと思ひます。その点は28ページの最後に「サンプル調査としての限界がある」と書かれています。これは、総務省に対する意見ではないのですが、QE推計等にこういったものを使うことについては、やはり大きな問題があるのではないかという感想を持ちました。

構造統計という観点から考えていきますと、今回の御説明には特になかったのですが、

参考の最後の26ページ目に「海外における家計調査の実施状況」という比較表がございますが、ここを見ていきますと、諸外国ではこういった統計は基本的には年とか数年単位ということでやっているということかと思えます。

全国消費実態調査との関係とかいろいろございますが、構造分析を行う統計として、月次であることにどこまでこだわるかというのもあり、こういった諸外国との横並びで見ていって、構造分析を行うために統計精度の改善を図っていくというのが一つの考え方ではないかと思った次第です。

私からは以上です。

○河井主査 北村委員。

○北村委員 今回の関根委員とかなり重なるところもあるのですがけれども、私、ミクロの構造統計のヘビーユーザーとして家計調査をずっと使ってきた者なのですがけれども、ただ、考えますと、確かに記入者負担、6か月家計簿をつけてもらうという仕組みはそろそろ限界がきているのかということもありまして、家計調査というのは国際的にエスタブリッシュされた統計なので、国際的な協調といいますか、国際的に標準何か月ぐらいでやっているか、ローテーションをどのようにしているか、月次で取っているか、取っていないか等いろいろあると思うので、そこら辺の見通しも含めた上で家計調査の在り方を考えた方がよいのではないかというのが第一点。

もう一点は、家計調査といいながら、家計簿をつける人が主婦であったり、単体の人がつける場合に、それ以外の子供とか、高齢者の資質についてよく把握できないというようなことがあるので、POSデータとかいろいろな情報も使いましょうという話かと思えますけれども、その辺りの他のメンバーの家計の捕捉の仕方についての何か工夫というか、アイデアがあれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○河井主査 それでは、よろしく申し上げます。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 諸外国の状況をよく見た上で検討ということですがけれども、これは少し各国の状況も見ながら、かといっていろいろ使われているニーズを踏まえながらどういう形がよいか、少し時間をかけてそこは考えていくべき課題なのかと思っております。

それから、個計化、個別統計化の話のところですが、そこは家計調査から、具体的に個計化の状況というのは分かるわけではないです。全国消費実態調査等で「こづかい調査」とかやっておりますので、その辺り、最新の調査の分析をして、どのくらいの影響なり、そういった傾向なりがあるのか、また分析した上で対応を考えてまいりたいと思っております。

○河井主査 国際連携というか、諸外国との関係を見ながら進めてはいかがでしょうか。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 国際的なところで、それぞれ各国によって若干調査のやり方、家計簿を記入する期間とか、少し違っている部分あるかと思えますので、我が国の場合にどういったやり方が一番よいのか、ベストなのかということで、いろ

いろなところで使われている状況も踏まえながら、そこはよく考えていくべきところなのかと思っております。

○河井主査 ほかに何かありますか。白波瀬委員。

○白波瀬委員 関連するところがあるので、簡単に一つだけ。経済財政諮問会議から、高齢者に偏っているのではないかという意見があったということなのですけれども、基本的なことなのですけれども、これは世帯ですから、世帯主年齢はいわゆる人口の年齢分布よりもより高齢化します。いわゆる45%ぐらいは65歳以上ですので、基本的に何が疑問点として出されていて、この調査が何をみているものかということについては、実施当事者としては積極的に説明する責任があるのではないかと考えています。

いろいろビッグデータとか今後の積極的な提案がなされているので、そちらに偏り気味なのですけれども、少し足下のところで、家計調査は、そういう意味では高齢化というのは当然周辺分布で、なおかつ、世帯主年齢がより高齢化しているという状況での現状把握がまずポイントとしてあることは外せないのではないかと思います。

この結果をもって何を見るかというときも、今、関根委員からも関連した議論があったのですけれども、消費、ここで明らかになったことが一体どういう社会経済的な状況を得た結果なのかというのを読む意味と、その意味自体が即景気を判断する場合の指標になるのかどうかというのは、もう一度しっかり整理して考えてもよいのではないかと。これは実は毎月勤労統計のときに、今、部会長からも議論があったと思うのですけれども、それぞれの調査が一体何をみて、その調査からどういう指標が出てきたのかというのは常に役割分担でそれぞれ重なるということではないのですけれども、それぞれの調査の特徴をより積極的に国民に対して言う必要があるのではないかと思います。

感想です。

○河井主査 いかがでしょう。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 今、御指摘いただいた点、正にそのとおりに思っております。そもそも家計調査というのは月次の結果であれば、2人以上の世帯の1世帯当たりの平均値を表しています。人口の高齢化や世帯人員の減少等がありますので、平均値という意味では、社会の高齢化だけで下がる要素があるかと思っておりますので、その辺、諸々の情報をしっかり整理して情報提供していくことが私ども重要だと認識しており、そこに力を入れていきたいと考えております。

○河井主査 ほかにありますか。

○西郷委員 私も細かいことですが、一点だけ、24ページの数量の記入に関してなのですけれども、これだけ読むと廃止の方向で検討しているかのように読めてしまうのですけれども、恐らくそうではないのではないのでしょうかというのが確認の内容です。恐らく数量の記入に関してはいろいろな意見があって、家計への記入負担が大きいのでということで、これまででも縮小の方向で動いてきたことは承知しているのですけれども、その一方で、先ほど御説明の中にもありましたけれども、CPIなどの関係で、例えば、非常に卑近

な例ですけれども、ヨーグルトは昔500グラムで売っていたものが450グラムになって、今、400グラムになって、値段も変わっていないですが、単価は上がっているわけです。ヨーグルトのように、パッケージを見れば分かるというものであれば、小売物価統計調査の方で、そういう重量の変化は捉えられると思うのですけれども、野菜のように、実際に測ってみないと分からないものもあるので、家計調査の使われ方、特にCPIとの関係という観点からすると、どんなに負担が大きかったとしても、数量というものはある程度きちんと取らなければいけないのではないかと私自身は思っているのですけれども、記述のされ方と私の思っている方向とが少し違うので、それについて確認をしたくて質問をしました。

○河井主査 いかがでしょうか。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 記述は分かりづらかったかもしれませんがけれども、直ちに廃止することは困難ということで、今の時点でどちらかの方向を向いているということではありません。数量自体は既に6か月のうち最初の1か月だけの記入になっており、そういう意味では既に最小化されているということがありまして、その中で更に何ができるかという話になってくるので難しいところではあるのですけれども、記入者負担全般の軽減策を考える中で、併せてそこも考えていく必要があるのではないかという趣旨で今回はお示しさせていただいております。

○河井主査 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。宮川委員。

○宮川委員 これは感想なのですけれども、先ほど関根委員、北村委員から、家計調査が景気の判断指標としてはなかなか難しいのではないかということをおっしゃっていて、それから、国際的に見てもこういう月次の調査がないということは、正に私もそういう感想を持つのですけれども、そうだとすると、マクロの消費動向を見る場合に、どういう統計を使うのか。つまりここでも御説明があったように、小売統計だけだと「財」の統計だけになってしまうので「サービス」の統計の拡充をどうするかという代替案がないと、しかも短期でサービスの消費動向が分かる統計調査をこちらから提案しておかないと、統計委員会として不誠実な状況になるのではないかという気が少しします。

○河井主査 何か素案といえますか。

○宮川委員 感想ですから、委員会としてどうかという。

○河井主査 それでは、川崎委員。

○川崎委員 私も今の宮川委員の御意見ごもっともと思うのですが、これは多分一つの統計調査に求めても限界があるということだと思っております。総合的な景気指標、あるいは総合的な個人消費指標というのは、先ほどのいろいろな御議論の中で貴重な御意見がたくさんあったと思います。今の家計調査で主に利用されている統計系列は2人以上世帯に関するものであり、家計簿に基づくデータであるので、SNAの個人消費と比べると、発生主義ではなく現金主義であるとか、いろいろな概念上の違いが当然あるわけです。そういう中で、ユーザーの側から見れば、家計調査はミクロの統計ではあるけれども、マクロ推計にも使えば使えるということで使ってきている。そうすると家計調査にそういう利用ニーズがあ

る以上は、それに応じてできるだけその方面にも月次で統計を提供してきた。そうするとまた要求水準が上がるので、その要求水準に合わせて精度を改善するなり、内容を充実するなりしてきたというのが家計調査の長い歴史だと私は思います。

そうすると、これを更に充実し改善するというのがどこまでできるかということ、実際にも限界がありますということが正直なコメントなのだろうと思います。私は、そこでこの先を考えると何ができるのかと思うと、ここで私は、今後の対応について評価したいのは、総合的な指標をこれから考えようという方向です。ここはきちんと追求していくべきではないかと思います。なぜかということ、先ほどから申しているように、家計調査は主には2人以上世帯の家計を捉えているわけで、実は単身世帯が大きい。単身世帯をどう調べたらよいかというのは本当に難しいのですが、通常の調査員による基本調査では限界があることも事実なので、それを例えばインターネットによるパネル調査、あるいはビッグデータのようなもので補う等、そういうことを合わせていながら、総合的な消費をどう捉えるかというのが目標なのだろうと思うのです。

だから、家計調査については、乱暴な言い方ですが、個人消費を推計する上での大事な一つのコンポーネントとして捉えたような、もう少し大きな枠組みで家計消費を本格的に捉えていく総合的な指標を開発するというのが鍵ではないか。その前提のもとに、欠けている部分の統計をどう埋めていったらよいか検討していく必要があると思います。これは、おそらく総務省統計局の所管するデータだけではできないのかもしれないので、そのほかのデータも組み合わせながら、そういう推計ができていけたらよいということで、そういう研究を進めて一歩ずつ成果を上げて進めていただけたらよいのではないかと思います。

○河井委員 ありがとうございます。ほかにありますか。野呂委員。

○野呂委員 非常に細かいことばかりで恐縮なのですが、26ページの今後の取組のまとめ表を拝見した感じでは、これまでほどの細かい品目を調査するとか、詳細な家計簿のような情報を取ることは、どちらかというところと圧縮して、もう少し大きくりにするのかと思いました。言いかえますと、先ほどの西郷先生の御意見にもありましたヨーグルトの重さなども、いずれはやめていくということが前提で、こういう簡便化といいますか、回答のしやすさを考えていらっしゃるのかと思ったのですけれども、そうではなくて、今の調査項目の細目については基本的には変えないという前提ですか。

○栗原総務省統計局統計調査部消費統計課長 そのとおりです。今の調査票、細かさは維持しつつ、こういったICTの活用などにより、どのように記入のしやすさなり、効率化を図っていただけるか、そのように捉えています。

○河井主査 それでは、ほかに何か御質問は、よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、この辺で一つまとめていきたいと思えます。

今回のポイント1、2に関しては、消費の基調的な動きの把握に向けた検証状況についての説明がありました。参考資料に各種の計算値のグラフがありますが、経済財政諮問会

議から指摘されました家計調査の分布の歪みに関して、有業人員と世帯主年齢について、世帯数の分布を見ると大きくはないが指摘された歪みが確かに確認されました。この影響は、労働力調査をベンチマークとした比推定により再推計しましたが、消費指数や実収入の推移には大きな変化は見られませんでした。

あと、余り詳しい説明はされませんでした。回答を拒まれた世帯に対して、同一地区の同一世帯区分から代替サンプルが選ばれて、回収率は確かに高くなっているのですけれども、調査結果自体は回収されたサンプルのみを反映したものであるため、そちらの回答を拒まれた世帯の存在によるバイアスは依然として残るおそれがあると考えられます。統計局は今後も世帯主の年齢階級を用いた推定結果を参考系列として公表することや、他の世帯属性を用いた推定方法についても今後も研究を進めるとしており、これらの推定方法の検証の取組は評価できると思いますが、まだ残っております単身世帯の影響や世帯員の年齢構成のバイアス等の検証は未確認のため今後の更なる検討を求めたいと思います。

ポイント3の記入者負担の軽減では、レシート読み取り機能、タブレット端末の利用方策の検討などが報告されました。今後これらのICTの活用による記入者負担の軽減を図るとともに、調査方法の不断の見直しに努めていただきたいと思います。

ポイント4の情報提供・利活用の向上では、関連統計の比較に関する情報提供についての説明がありました。販売側の統計との比較においては、家計統計は世帯の消費指数を把握することはできるが、企業などの事業者や外国人観光客の消費は把握できないということ。所得側の統計の比較についても、家計統計は1世帯当たりの平均収入であるのに対して、毎月勤労統計は労働者1人当たりの平均賃金になっていることなどの概念の相違があること。こうした各種統計の違いにつきまして、統計局はホームページを活用して情報を提供していることが報告されました。今後も引き続きタイムリーかつ的確な情報提供に励んでいただきたいと思います。

あと、質疑応答の中で出ました幾つかの論点につきまして、まず高齢化の影響等は、どのような理由でこのような結果が出ているのかということに関して、更なる説明は今後必要になってくると考えられます。

また、多くの委員から出されました国際的な標準から見て、家計調査というのは特異であるということに関して、家計調査の在り方というものについて、全国消費実態調査等を考えながら考えていった方がよいのではないかなという意見も幾つか出たと思われま

す。最後にその他のところで、家計統計の役割についても、多くの委員からも出されましたが、家計統計は世帯を集計した人的アプローチに基づく統計であるため、記入者負担による回答を忌避するということによって発生する分布の歪みや消費主体が世帯に限定されるなどの制約があり、個人消費全体を捉える上でバイアスが生じています。これは特に景気動向を捉える上では問題が生じる可能性を示唆しています。この問題を解決するためにはビッグデータ等を含む新しい家計側の統計情報の拡充を考えることが必要です。これもま

だ具体的には手順がそんなに詰められているわけではないのですけれども、更なる検討が必要になってくると考えられます。また、そのような拡充されるまでの間、次善の方策として、家計消費状況調査と家計消費支出の公表の早期化や世帯属性による推定方法の検討のほか、情報提供の充実を引き続き進めていただきたいと思いますと考えております。

最後に、今後の取組のスケジュールについても提示がありました。今年の秋以降に統計委員会の諮問も予定されておりますので、今回の審議内容を含めて、総務省統計局において十分な検討が行われることを期待したいと思います。

また、改めて最後にですが、景気についていろいろな統計指標の在り方といいますか、議論があると思います。皆様の意見を整理しながら、報告書に収めていきたいと考えております。

それでは、統計局から最後に。

○千野総務省統計局統計調査部長 すみません、私からも言わせてください。統計調査部長の千野です。本日は皆様忌憚のない御意見頂きまして、誠にありがとうございます。

家計調査につきましては、家計調査は宝の山であるとユーザーから言われることがあります。非常にデータが豊富です。例えば東日本大震災の後、東京でも消費行動が乱れましたが、例えば電池、ミネラルウォーター、カップ麺といったものがいつ消費されるのかといったことを見ると、震災の翌日に急激な消費のピークが来る品目、2～3日後にピーク、それから、2週間後にピークが来る品目もありました。このような状況が家計調査でつぶさに分かります。そのほか、税制改正に当たっては、どのような世帯にどのような影響があるかといったことは家計調査でないと分かりません。

こういった有用なデータが得られる調査ですので、我々是非よくしていきたいと思っております。できるものから直ちに取り組んでいきたいと思っておりますので、これからも叱咤激励、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○河井主査 ありがとうございます。

それでは、本件はこれくらいにいたしまして、あとは報告書の段階で、委員の皆様には御確認いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。なお、報告書の時点では、取り組む時期などについて可能な限り記載していきたいと思ひます。

以上で取りまとめとして終わらせていただきます。

それでは、進行を西村部会長に戻させていただきます。

○西村部会長 河井主査、どうもありがとうございました。

次に横断的な課題については、私が中心となって確認を進めていくこととしておりましたので、引き続き、それについて進行を務めさせていただきますと思います。

毎月勤労統計、法人企業統計、海面漁業生産統計、家計統計について、これまでの審議及び本日用意された資料などからあらかじめ想定される範囲で抽出される横断的な課題について整理した資料を事務局に用意していただきましたので、まず、資料3-1について説明いたします。これは論点なので読み上げたいと思ひます。

まず、五つに分かれています。1. は、統計技術的な課題、技術という言い方は少し変なのですけれども、分かりやすいのでそういう形にしています。(1) 適切な母集団情報の適時利用、(2) 標本替え時に発生する断層の縮小、(3) 回収率の向上:調査方法の改善、(4) 未記入など欠測値への対応、(5) 異常値(外れ値)への対応、(6) サンプルの偏りの補正、これらについてが横断的な課題という形になります。

2. は、3 調査及びその他の調査にも関係するのですが、景気統計として使われているものを見ていますと、2. 景気統計として見るときの留意点、もしくはそれについて、統計委員会として考えるべきことをここで考えるということです。

3. 情報提供の充実・強化、4. 改善に向けた工程表、5. 統計改善のための体制整備。

今回のいろいろな検討の結果、体制を整備することが非常に重要であるということが分かりましたので、この点についても考えていきたいということでもあります。

それでは、資料3-2については、事務局から簡単に説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料3-2は、今までの審議、未諮問基幹統計の確認において上がってきた横断的な課題について整理をしたものです。

一番左側に統計作成ステージを標本抽出、調査、集計・推計という形で整理しています。ステージごとに、それぞれ御覧のとおり課題が上がってきています。中央の個別統計における対応というところで、今回審議した統計の中での対応、取組などを挙げています。

毎月勤労統計では、本日の審議で、標本替えをするときに生じる問題、断層のところ、継続サンプルを用いた参考系列の提供を検討するということが取組として挙げられたので、追加いたします。

それから、集計・推計のところ、欠測値を補完、推計する手法を中長期的に検討していくという取組も出ました。

青線の右側の三列は、それを今度の対応について整理したのですが、まず、統計技術の面からどういう改善をしていったらよいか。二番目に情報公開、詳細な情報の提供という面での対応、三番目に、今、部会長が論点のところでおっしゃった統計改善のための体制の整備についてです。

○西村部会長 それでは、これに対応して資料3-3について私から説明いたします。

個々の未諮問基幹統計の確認結果に加えて、審議を通じて把握した政府統計に共通する横断的な課題、経済財政諮問会議から御下問の検討要請事項を含め、その改善・対応の方策の案を、先ほどの論点に沿った形でリストアップしたのがこれになります。具体的にはこの論点に対応した形ではありますが、もう一度確認のために読み上げます。

I 統計技術的な視点に基づく統計作成改善の方向性、これは先ほど言いましたように、標本替えの断層、母集団集計の補正、こういったものを入れております。

II 景気統計として見るときの留意点、III 統計作成過程の見える化の推進(情報提供の充実・強化)、IV 工程表、V 統計改善の徹底に向けた体制の整備等。

ここで指摘した課題の解決を通じた統計間の整合性や精度の確保・向上は、エビデン

ス・ベースト・ポリシーの的確な実施及び学術研究や産業創造のために非常に重要であります。したがって、統計委員会としては、各府省における当該取組の一層の強化を期待しているわけです。

まず、第一に、統計技術的な視点に基づく統計作成改善の方向性についてです。

ここからは、個別統計の審査を通じて得られた統計技術的視点から各種調査に共通する課題について1～6のとおり整理して、併せてその改善に向けた取組の方向性を提示しております。

1. 母集団情報の検証、整備。これは非常に重要な点です。精度の高い調査結果を得るためには、当然ですが適切な母集団情報が必要不可欠であります。今回の審議では、複数の企業統計で異なる母集団情報を使っていることが議論されましたが、これを含めて母集団情報の適切な整備、それに対する改善の取組が必要であるということでもあります。例えば法人企業統計では現在使っている母集団と経済センサスとの母集団情報の大きな違いの要因等を検証して、その検証に基づいて改善を図るということこれからするという点であります。

それから、毎月勤労統計で審議されましたように、事業所・企業を対象とする統計調査では、事業所母集団データベースが提供する最新の年次フレームのデータを、共通基盤的な母集団情報として適時・適切に活用することが重要であります。

また、先ほど毎月勤労統計の審議で川崎委員から御指摘がありましたように、基となる事業所母集団データベースを総務省がしっかりと更新していく。そのメンテナンスをきちんとしていくことが非常に重要です。その際、官公営についてもカバーすることをきちんと検討していくことが必要であろうと考えております。

2. 標本替え時に発生する断層の縮小。標本替えの際、集計時の断層が生じるという問題についてです。この問題に関する一つの解決方法として、一定期間継続して同一の報告者を対象として調査を実施している標本統計調査においては、標本抽出替えを分割して行うローテーション・サンプリング等の方策を導入することが挙げられます。

また、断層調整の方法を検討し、調整を実施した結果系列として提供するという点も当然ながら利用者の利便性は向上いたします。毎月勤労統計ではローテーション・サンプリングの導入、法人企業統計では継続標本を活用した伸び率や断層調整した結果の参考提供については今後検討されることになったことをここで強調しております。

3. 回収率向上方策の推進。これは地味ですが、非常に重要な点です。個人情報保護の意識の高まりや、単身世帯、共働き世帯の増加などで、統計調査を取り巻く環境は一段と厳しさを増していますが、質の高い公的統計を維持するためには回収率の確保、向上が必要不可欠になります。例えば毎月勤労統計においては、標本替えが近づく時期に提出率が低下し、それが断層発生というものの要因になっていることも明確になってきています。一方、法人企業統計では督促業務の工夫によって回収率の維持、向上に効果があったという報告がされております。このようにある調査において、効果のあった事例を他の調査に

においても共有・活用して、回収率向上を図ることが必要になります。

当然のことながら、回収率を向上させるためにこうした取組をしていくためには、現在の予算、人員体制で実施することにはどうしても限界がありますので、これらの対応を行うためのリソースをしっかりと確保することが前提になります。

4. 欠測値、外れ値への対応。重要な調査事項で回答が得られないもの（欠測値）の問題、異常な数字が入ってくるという外れ値の対応についてであります。特に回収率の維持・向上が困難な現在の調査環境においては、回収サンプルに偏りが生じてしまうことがありますから、何らかの形である種のインピュテーションを行うことが重要になります。このため、欠測値を、公開データ、行政記録情報、別の調査項目からの統計的手法による推定したデータで補完する。補完は、インピュテーションをした統計を作成・提供することにより、回答の歪みを縮減し、統計の精度を確保する取組として必要となります。

また、回答の異常値（外れ値）についても適切な処理方法を検討し、処理を行うように取組を推進するということが併せて必要になります。法人企業統計や毎月勤労統計では欠測値補完の方法が研究されることになり、また、法人企業統計では外れ値処理がなされていますが、こうしたことについて、常に現在の処理が適切かどうか、それを改善していくことに努めていくということが重要です。

5. 母集団推計における補正。回収率向上の取組を行ったとしても、年齢や就業状況など属性によっては回収率が残念ながら大きく異なり、回収サンプルが母集団と比べて偏ってしまうことが発生することが考えられます。そのため、母集団推計の方法を様々な角度から検証し、回収サンプルの偏りを縮減した母集団推計の一層の精緻化を進めていくことが必要になります。さらに、最初は母集団推計の精緻化ですが、次は、場合によっては別の統計情報を用いて回収サンプルの偏りに対処するといったことをして、そういった対処をした母集団推計結果を参考系列として作成・提供することも重要であります。その際には、当然ですが、利用者の統計に対する理解を得る必要がありますし、それが最終的には全体としての利便性を向上させることにつながる形になると思います。

現在、家計調査においては、世帯員数情報を用いた推計がなされていますが、今後、世帯員の階級年齢や有業者数の情報を用いた推計などを試みて、その分析情報や場合によっては参考系列の提供ということを検討するようになったということでもあります。これにも限界がありますが、やれるだけのことはやっていくということでもあります。

6. 精度検証の定期的実施と結果の公開、調査方法等の改善。標本と母集団の適合状況、本系列と参考系列などの統計精度について定期的に検証を実施し、その検証結果を公開していくことが重要であります。例えば、家計統計で今後の取組として実施することが説明されました。その際には検証を行うだけではなくて、精度に問題があると判断された場合にはその要因分析、調査票、回収率の向上やオンライン調査の推進など調査方法の変更、そういったものをセットにして考える必要があります。それから、情報取得の方法そのもののあり方、例えば行政記録情報による代替やビッグデータの活用を含めた改善を検討し

実施することも当然重要な点であると考えております。

Ⅱ 景気統計として見るときの留意点。家計統計、毎月勤労統計、法人企業統計などの標本調査では、当然ですが、標準誤差や標本入替えに伴う集計値の段差が大きくなる場合があります。また、報告者の協力意識の低下や共働き世帯・単身世帯の増加など統計調査をめぐる環境が厳しさを増す中で、回収サンプルの偏りが発生するというのも、単にあるというわけではなく、既に存在していると考えた方が正確だと思います。こうした問題は構造統計としてそれに対処することが喫緊の課題であることは当然で、既に説明したとおりであります。

これに加えて、これら統計は景気統計としても広範囲に利用されており、景気統計としてこれら統計への望ましい在り方についての要請があります。これについては、先ほど私が整理したので、ここでは繰り返しません。基本的には景気統計には景気統計独自の手法があり、それは構造統計としてのもとの統計とは恐らく違う提供の仕方があるだろうということで、それを参考にするという形で考えるべきだという話をしたわけです。ここでは繰り返しません。実際の対応の中にはそういったものを入れた形で説明したいと思っております。

つまり、こういった景気統計についての議論が、なぜ重要かという点、特に低成長の下では、こういった段差や回収サンプルの偏りということで、増減率がプラスになったりマイナスになったり、判断が変わってしまうという事態が生じる可能性があります。常に7%であれば7.5%になるか、6.5%になるかということはそれなりに重要ではありますが、さほど方向性に関しての考え方は変わるわけではありませんが、そもそもゼロに近いところで、+0.5%になるか、-0.5%になるかというのは、どうしても注目を集めやすくなりますので、そういう点についても考慮した景気統計としての対応が必要であると考えています。

そのため、統計作成者は、当該統計の目的や統計の特性（標本誤差、調査実施状況、サンプル分布等の情報）の詳細な情報を提供し、景気統計として統計を用いる者は、これらを十分認識した上で取捨選択、これも私は大切だと思うのですが、取捨選択をし、そして利用することが必要と考えております。

実際の説明ではもう少し書き加えたいと思っておりますが、こういう形です。

Ⅲ 統計作成過程の見える化の推進（情報提供の充実・強化）。これも重要な点なのですが、「見える化」というのは変な日本語ですけれども、使われていますので、使いたいと思っております。今回の審議において回収率やデータ処理方法について十分な情報提供が行われていない事例、提供されていても残念ながら利用者にとって内容が分かりにくい事例が幾つかありました。また、精度検証の結果や母集団集計の補正方法の結果の分析を行っていないながら、情報が開示されていないという例もありました。したがって、何らかの形で見える化というのは必要になってくる。公的統計への理解と活用を一層促進するためには、この作成過程の透明化の向上が必要になります。

抽出方法、調査方法、サンプルサイズや回収率などの調査の実施状況（外れ値の処理方法、欠測値の取り扱い等を含む）集計方法について、詳細な情報を開示していくことが必要であろうと思います。そうすれば利用者のニーズに合わせた形の情報の確保というのは可能になりますので、これは非常に重要な点だと思えます。

また、精度検証の結果の情報開示や集計結果について、関連する統計との整合性を考慮した比較・分析を行って、その分析結果を公開していくことも必要だろうと考えております。

Ⅳ 工程表。具体的に統計を改善していくためには、今後個々の統計で、これまで述べた取組について、それぞれ工程表を作成し、着実かつ計画的に取り組んでいくことが必要になります。また、今回審議した3調査に当てはめた工程表としては、イメージとしてここに記載しております。3月に取りまとめる報告書の段階では、各統計での結論を踏まえた記載とする形であります。

それから、具体的な工程表の編成に当たっては、統計委員会に検討結果等をフィードバックする仕組みを組み込んだものが必要であると考えております。

Ⅴ 統計改善の徹底に向けた体制の整備等。最後が重要な点なのですが、以上のⅠ～Ⅳまでの取組は、各統計に共通する横断的な課題であり、今後、全ての政府統計において検討し、改善を図る必要があると考えています。そこで今後は継続的に、次のようなPDCAサイクルを機能させていくことが重要と考えています。これはプランですが、1、統計及び統計制度を所管する総務省が、統計委員会の意見を基にしつつ、統計のステークホルダーのニーズを広くくみ取り、統計精度に関する定期的な検査を実施する。2、統計委員会においては、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。3、こうして整理された方針に基づいて、統計作成府省は改善に向けた取組を着実かつ計画的に行う。4、その後、この取組についての進捗状況を統計委員会がフォローアップします。そして、それがまた再び1に戻るといった形になります。

こういうPDCAサイクルの取組を実効性のあるものとするためには、まず各府省の統計リソースの強化が不可欠です。現在、各府省の統計担当部門は、統計の作成・分析・提供に必要な予算及び人員が不十分で、経常的な業務に加えて、精度向上に取り組む余裕がないのが実情であります。そうした中で、国や地方公共団体の政策運営の基礎的情報の提供及び学術研究や産業創造への貢献という役割を果たすためには、統計担当部門に高度な統計知識を有し統計の品質向上を専門的に行う組織と財源を確保し、統計リソースを喫緊に強化する必要があると考えます。

また、専門的人材を有し、各府省が横断的な統計の作成・提供・研修等を実施している総務省統計局・統計研修所・統計センターが積極的に各府省の統計担当部門を支援するということが考えられます。府省を越え、政府全体として統計リソースを有効に活用すべきであるということでもあります。同時に、リソースの有効活用のために、必要ならば従来の枠を超えた統計作成・リソースの配分、また再配分も視野に入れるべきであると考えてい

ます。

さらに、調査票回収を担う調査現場では、高齢化が進み、熟練度の高い調査員の確保がますます難しくなっています。中央府省だけではなく、こうした地方公共団体における調査の実施環境の整備のため、十分な人材と予算を確保することも必要であります。

一方、統計調査の環境は年々悪化し回収率へ影響が及んでいるという状況のもとで、経済実体を正しく把握するための統計精度の向上を実現するのに、既存統計における統計技術的な面での改善では限界もあります。そこで、公的統計でも行政記録情報や官民が保有するビッグデータ等を含めた「統計情報」の活用を目指すべきだと考えます。

ここで括弧をつけているのは、情報とするとすぐシステムの話になり、システムという用語とすぐコンピュータになるということがありますので、そういうことではなくて、我々がやっている情報としての統計が重要であるということでもあります。

そのためには、行政記録やビッグデータに関する情報を収集し、民間と連携しながら、新しい「統計情報」と既存の調査統計と連結するための条件を検討していくことが考えられます。ここは具体的にはインターフェースをどのように作っていくか、そういうことを考えております。

以上のことを推進するために、統計委員会においても、公的統計に関する横断的かつ統計技術的な課題の解決、及び新しい「統計情報」の活用に向けて検討を行うための体制の充実・強化を図る必要があると考えています。

以上であります。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 恐れ入ります、既に定刻の12時を回りましたので、御都合のある委員の方は適宜退出していただいて結構ですので、よろしく申し上げます。

○西村部会長（主査） それでは、骨子及び資料3-1、3-2を含め、御質問、あるいは御意見がありますでしょうか。白波瀬委員。

○白波瀬委員 ありがとうございます。まずは、これだけ踏み込んだ形で、横断的な課題への対応案を作成していただいたことに感謝申し上げたいと思います。私がすごく重要だと今思っているのが幾つかあります。二点、特に申し上げたいと思います。

一点目なのですが、2ページ目の「Ⅱ 景気統計として見るときの留意点」なのですが、私もこの点については、昨今の統計に対する関心が高まったのは大変ありがたいと思うのですが、それがややもすると、自分たちが期待している値が出ないがゆえに文句をつけるというような、そういう間違った方向にいかないようにするためには基本的なことなのですが、既に平均値だけではなかなか状況が見えない。分布を考慮したところの数値を読む必要があって、それを歪度、尖度という基本的な統計情報を見る必要があるということで、統計リテラシーも含めて非常に重要な論点だと思いました。

二点目なのですが、府省横断的なところで、実は前回承認していただきました国民生活基礎調査の答申案のところでも回収率の向上については議論になりました。家計調

査は90%以上の高い回収率を確保されていて、その背景には優秀な調査員の存在があると思います。当初抽出された世帯から回収できない場合は代替世帯を抽出する方法をとって、調査員のスキルが鍵となります。

様々な個別の実施府省のところで調査員もいて、厚生労働省などは大きく保健所経由と福祉事務所経由ということであるのですけれども、そういう意味で、調査員調査という点では最初の方で民間ということもありましたけれども、今、公的統計のところではやっている調査員調査のところでは府省横断的にその調査員の持っている有益な知識なりスキルを共有し、シェアというわけにいかないのですけれども、今、部会長がおっしゃったようにリソースを有効に活用して、これからどんどん質の高いリソースを作っていくというような環境はすごく大事ではないかと思いますので、その点、考えていただくとすごくありがたいと思います。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、川崎委員、お願いします。

○川崎委員 ありがとうございます。今、白波瀬委員がおっしゃったとおり、私も全くこの骨子案について本当に素晴らしい案になりつつあると考えております。それから、白波瀬委員の先ほどの御発言、私も基本的に全く賛同させていただきます。

その上で、幾つか私もここは良いというところの感想を申し上げることと、少し補足的なことを申し上げたいと思います。私はこの骨子案で大変ありがたい、うれしいと思ったことは、府省横断的にPDCAサイクルを回していくということです。これは非常に大事なことなので、これをきちんと入れて、しかも全省的に回していくことを提唱するのは大変よいことだと思います。さらには、横断的な課題を検討するために、集中的な体制でやっていくことを支援する体制はそれはそれで負担ではあるのですが、それを府省横断的に取り組んでいこうということで、総務省が中心となってやられるということだと思いますが、それは大変結構なことだと思います。

そういうことを前提としながら、全体としてリソースの確保・強化を指摘しておられるのは、これまでの統計委員会での議論、あるいは基本計画部会での議論の中で、リソースの細ってきている状態が問題だと言われておりましたので、これをきちんと指摘していただいたことは大変よかったですと思います。そういう意味で、このほかにも重要な点は私は感じますが、是非こういった骨子をまた肉付けしていただけたらと思います。

それから、部会長が先ほどおっしゃっていたポイントに関連するのですが、4ページ目の最後の「統計情報」というところで誤解が生まれやすいということをおっしゃっていて、私はここで「統計情報」は何だろうかと考えていました。その上での私なりの解釈を申し上げますと、同じパラグラフの下から2行目に「新しい『統計情報』と既存の調査統計とを」と書いてあるのですが、私の用語ですと、新しい加工統計まで含めてやっていこうということなのかと思いました。ただ、ここで「加工統計」というとやや使い古された言葉なの

あまりインパクトがないといけないと思うので、私は「統計情報」でもよろしいかと思うのですが、基本的にこれまで統計法でカバーしてきたのが調査統計である部分が多くて、新統計法になって国民経済計算もきちんと統計法に位置付けられるようになったわけですが、そういう意味でもう少し加工統計を上手に開発し、活用していこうというのが部会長の御趣旨なのかと思いましたので、その辺りをまた最後の文言で工夫できたらよいと思いました。

その上で、加工統計を作るのは、調査統計以外の材料が必要なわけですが、その中で重要なのは、ここにも書いておられるように、行政記録情報が重要、それからビッグデータということなのですが、私はいずれも種々の情報源を活用するという姿勢が公的統計の作成に欠かせないと思いますので、この点を強調し過ぎてもし過ぎではないということだと思います。ただ、一つだけ気を付けなければいけないのは、こういうデータの精度をよく分析しながら活用することかと思います。昨今ですと、ビッグデータをすごく礼賛する面があります。それはそれで間違っていないと思うのですが、公的統計で本当に何の母集団を推計しているのかというのが明らかでないままにビッグデータを使っていくのは非常にリスクです。だからといって使っていけないというわけではなくて、ほかに情報源がないときには、多少精度が落ちても使わざるを得ないことがあるかもしれないと思います。そういう意味で、よく精度や全体の結果に与える影響を吟味しながら使うというのが、当然ながら前提だと思うので、ここは是非最後の報告書の中には入れていただけたらと思います。

あと、もう一点だけ申し上げますが、先ほど私が申し上げました発言がフレームの整備に関して少し言葉が足りなかったところがあって、あるいは誤解を与えてしまったかもしれないと思いますので、これは今の扱いがすごく悪いということではなくて、もう少し改善の余地があるという趣旨ですので、最後の文言のところでもう少し工夫させていただきたいと思います。

大変早口でいろいろなことを申してしまい、失礼いたしました。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。この「横断的な課題への対応（骨子素案）」について、本当に包括的に網羅的に重要なものを全てまとめていただいたことにまず心から感謝申し上げます。特に基礎自治体で市長をしている立場といたしましては、1ページ目の「○」の二つ目、「証拠に基づく政策立案」：エビデンス・ベースド・ポリシーの的確な実施のためにも必要であると明記していただいたことは極めて重要だと思っています。私たち自治体の首長も住民の皆様のニーズを的確に把握しつつ、グローバルな状況、ナショナルな状況をよく把握して、適切にお預かりした税金を使った施策を展開しなければなりません。こういう意味で、公的統計の意義について、改めて整理をしていただいているということは極めて重要な今回の骨子素案の理念と受けとめました。

したがって、「Ⅰ 統計技術的な視点に基づく統計作成改善の方向性」の中の「3. 回収率向上方策の推進」の中でも、単身世帯の増加等も問題意識として御説明いただきました。先ほどの家計調査等でもそうですが、高齢者の1人世帯の実態も把握したいし、忙しくて統計調査に御協力いただけないような子育て世帯のデータも欲しいし、そのためには的確に公的な統計の意義をそうした被調査者に理解していただくことが極めて重要ですし、寄り添いながら調査をしていくことも重要です。

そこで4ページ目に、本当にありがたいことですが、「・」の一点目に、「調査票回収を担う調査現場では、高齢化が進み、熟練度の高い調査員の確保がますます困難となっている。こうした地方公共団体における調査の実施環境の整備のため、十分な人材と予算を確保することも重要である」と、この三行には涙が出ます。なぜならば、私たちは「調査票回収を担う調査現場では」という、この「現場」という言葉を使っていたら、全ての調査を私たち市区町村が担っているわけではないのですけれども、公的調査の担い手としての誇りを持って調査員の皆様にも職員にも活躍をしていただいています。こうしたことをやはり浸透していくということが回収率の上昇、適切な統計の確保にもなると思います。

最後に、最後の「・」でも、統計委員会においても、公的統計に関する取組をしっかりとしていくということで、私、統計委員会の委員になって間もないものですから、改めて今回のこの取組の中で、正に統計委員会の位置付けの意義、所管は内閣府から総務省に移行するかもしれませんが、統計委員会の在り方についても確認ができる骨子素案だと思っております。是非この骨子素案に基づいて内容を深めることで、私たちの総意がまとめられるのではないかと思います。心から感謝します。ありがとうございます。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、嶋崎委員、お願いします。

○嶋崎委員 ただ今の御意見とも関連いたしますが、三点目の「回収率向上方策の推進」に向けまして、私は人口・社会統計部会で国民生活基礎調査の審議に臨みまして、様々な議論が出ておりました。個別調査にそれぞれ応じた調査実施方法の改善、あるいは調査実施者の意見を参照して具体的に検討することは言うまでもなく必要なことですが、その前提として、統計調査の意義自体についての国民の理解が低下していることが危惧されます。この点は、各府省若しくは個別調査ごとに対応するのではなく、正に横断的課題として取り組むべきと考えます。しかしながら、国民の意識を高めるということは容易なことではありません。しかし、少なくとも統計調査の有用性を具体的、かつ分かりやすい形で周知することが第一に必須と考えます。

その上で二点目として、統計調査に対しては、国民に回答義務があることを周知すること、そして三点目に、調査への回答を促す場合には、個人情報保護の観点から信頼性を得ることも不可欠と考えます。

また三点を進める手段としては、インターネットの活用は言うまでもありませんが、ウ

ウェブサイトへのアクセスを促すことが何よりも重要です。広報媒体としてのウェブサイトは、従来の新聞やテレビ等の媒体とは性質が大きく異なります。

(清原委員退室)

つまりデジタルデバイドの問題もありますが、そもそも情報へのアクセスが偏るということをお前提に検討せねばならないと考えます。ウェブサイトへのアクセスを促す場までの段階と、ウェブサイト上での広報と、この段階を二つに分けてそれを想定した戦略が求められると考えます。こうした点は個別府省が担うのではなく、総務省政策統括官室等が重点的に担っていただく等、横断的な対応と工夫が必要と考えております。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、北村委員。

○北村委員 今、各委員から、西村部会長が出された提案に対する御賛同の意見を頂いたわけですが、統計に関する政府横断的課題の今後の取組を実効力のあるものにするためには、前回第Ⅱ期基本計画の策定に向けて示した基本的な考え方を提案しましたが、その時と同様に、総務大臣に対して統計法の規定に基づいて、統計委員会から意見として提出してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○西村部会長 それは後にして、皆様の話を少し聞いてからにします。

○北村委員 今の意見については、私、全て賛同しますけれども、最終的にはこういうことを意見として提出したらどうかと思った次第です。

○西村部会長 宮川委員。

○宮川委員 どうもありがとうございます。非常に包括的におまとめいただいて分かりやすくなっていると思っております。ありがとうございます。

一つだけ確認いたしたいのですが、「Ⅱ 景気統計として見るときの留意点」ということで、いわゆる横断的な課題は今回審議の対象になっている法人企業統計、毎月勤労統計、家計統計に関しての横断的、又はそれを少し拡張した解釈と理解してよいでしょうか。つまり、景気統計としてこれらの統計を見るときに、需要側で見るときにはここで書かれたような問題がある。つまり、法人企業統計も設備投資、在庫投資等、需要サイドで家計統計も消費の支出サイドで見ると、そこにはこうした問題があると解釈するのか、景気統計として、供給サイドも含めた統計まで考えて景気の判断指標を見たときにこういう問題があるのか、その辺が私には分かりにくかったものですから、その辺を、どういう御解釈でいらっしゃるのか、教えていただくとありがたい。

○西村部会長 これは最初に回答いたしますと、基本的には横断面というところですから、最初は需要側の統計ということでやっているうちに、その後、供給側の統計に関してもどういう形で補正するといった問題が出てきます。基本的には全ての政府統計において検討するという形にしますから、需要側・供給側全部含めた形で検討するわけですが、一度にできませんので、段階的にやっていく、その仕組みを作るということになります。

野呂委員、その後、中村委員。

○野呂委員 簡潔に申し上げます。なぜ横断的対応がこの4統計だけかと思ったのですけれども、3ページの体制の整備の「・」の一つ目のところを見ますと、「今後、すべての政府統計において検討し、改善を図る」ということで、まず第一弾目にこの4統計に対応して、残りは第2段階で対応すると、そういう理解でよいのかというのが一点。

最後の4ページ目の下から二つ目の「・」で、行政記録の活用ということですが、私の感触としては、民間の中でも行政記録は必要に応じて活用すべきだという意見が定着しつつあると思うのですけれども、その場合には個別会社のデータについては匿名化することについては、併せて検討していただきたいということがお願いします。

(嶋崎委員退室)

また、当然のことかもしれませんが、行政記録の情報の中には、税務データも含んでいるといった理解でよろしいのでしょうか。

○西村部会長 まず、第一点について、最終的には第1段階と第2段階で、そんなにすぐ済むとはとても思えませんので、時間はとてもかかりますけれども、基本的には制限した話ではないということです。

二番目の匿名性については非常に重要な点で、税務データについては、難しい問題がいろいろ入ってきますので、検討の対象には入っていますが、どのくらい進展するかは分かりません。

中村委員、お願いします。

○中村委員 大変画期的な内容であることは、申し上げたいと思います。それと私の意見は、一点だけ、今出てまいりました行政記録、特に税務関係の情報の利用ということでありまして、税務関係についてわずかながら光が見えてきたという気がいたします。特に税務統計、会社標本調査などが非常に有力な情報源だと思われまして、ただ、電子化されている部分が非常に少ないことから、課税所得などは経済統計で所得とは全く違うので、使い物にならないということを経済産業省から分析していただいたわけですが、ただ、電子化はますます進むと思われまして、これを統計上の目的で使うということは決して言えないのだと思われまして、正しい納税が行われているということを保証するために基礎的な情報を同時に電子化してもらって、それを活用していく。ですからどのような情報を電子化したものとして蓄積すべきというような議論も統計委員会で行われるとよいなと思っております。

○西村部会長 難しい宿題を頂きまして、私もそのとおりでと思うのですが、具体化すると大変難しい問題がいろいろ出ます。山は高いほど乗り越える意義がありますので、そういう形でやりたいと思います。

それでは今回体制の話が少し出てきましたので、これを含めて、全員のコメントを頂きたいので、皆様をお願いしたいのですが、関根委員から何かあれば。

○関根委員 全くこの趣旨には賛同させていただきます。結構です。

○西村部会長 分かりました。西郷委員。

○西郷委員 私も趣旨には全く賛成であります。少し付け加えるとすれば「統計技術的な視点に基づく統計作成改善の方向性」ということですが、法施行型に移行する前の統計審議会の中には、確か統計技術部会というのがあって、これを話し合う場があったわけですから今の状態が、統計委員会がその時に比べれば機能低下してしまっているという面があるので、今日西村部会長のお話を伺っていたら、こういう機能は統計委員会に必要だと、そういうメッセージだと私は受け取りました。ただ、法施行型と言われている中で、こういうものをどのように法的に整理しながら部会長がおっしゃる体制整備というのがどのように可能なのか、現実的な課題としては難しいかと思っています。こういう機能が必要であることは私も全く同じ意見であります。

○西村部会長 分かりました。

それでは、河井委員。

○河井委員 私も資料3-2は非常に分かりやすい、見やすくなって、よく整理されていてとてもよいと思いました。ただ、付け加えるとしたら、今回主査という形で、家計統計についていろいろなことをお聞きしましたし、この会議に出ることによって、法人企業統計や毎月勤労統計について、様々な情報を得ることができたのですが、非回答項目に対する対応でインピュテーションをやっていないところがあるかと思えば、家計統計では結構いろいろな形でインピュテーションが行われているということも初めて知ったわけなので、ほじくりだして見えるという形ではなくて、こういったものが我々統計の利用者にとって、先ほど「見える化」という話が出ましたけれども、どれくらい進んでいるのか、具体的にどのような方法が取り入れられているのかというのを、ほじくなくても見えるような形で進めていただければと思いました。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、特に重要な北村委員からの体制整備に関しては、総務大臣に意見書を出したらどうかという話がありました。私も個人的にはとても賛成なのですが、それはどういう問題があるかについて、これは統計法55条第3項ということのようですが、事務局から簡単に補足をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 統計法第55条では総務大臣が毎年法施行状況に関する報告書をまとめて、それから概要を公表して統計委員会にも報告することとなっています。統計委員会はそれを受けて審議をし、法律の施行に関して内閣総理大臣、総務大臣、関連の行政機関の長に対して意見を言うことができます。それに基づいて意見を言った場合には、法に基づいた公式な意見として、相手先府省に公文書として通知するという形になり、これまで統計委員会が意見を述べたのが、SNAと1次統計の連携、ビジネスレジスター、第Ⅱ期基本計画、昨年夏の21世紀縦断調査の4回あります。

○西村部会長 皆様、今の御説明で御理解いただけたかと思いますが、それでは、北村委

員の提案について、ほかの委員の方にもお聞きしたいと思います。それでは、川崎委員、お願いします。

○川崎委員 全く賛成です。是非よろしくお願いします。ちょうどこの4月には所管も変わりますので、そういう意味で、大臣にきちんとこういう問題を認識していただく、そういうレベルまで取り上げていただくのは非常に大事なことだと思いますので、賛成します。

○西村部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、西郷委員。

○西郷委員 私も異議は全くありません。先ほど申しましたように、法的な整理ということまで含めて検討していただければと思います。

○西村部会長 法的な整理については何か説明できますか。お願いします。

○田家総務省政策統括官（統計基準担当） それでは多少御説明いたします。

統計法を所管しているのは実は私ども政策統括官ということではありますが、統計委員会は御案内のように、基幹統計調査の変更案の審議と統計法施行状況報告に関する審議と、これが二本柱ということになっております。従来、法施行型審議会と位置付けられております。

ただ、私、今の感想を交えて申し上げますと、従来の運用といたしますか、考え方がやや法施行型審議会としての位置付けを非常に厳格に、あるいは狭義に解釈・運用してきたという感じがいたしております。二番目に申し上げました統計法施行状況報告についての審議、この枠組みの運用を考えることによって、御提案のような審議ということが可能になってくるのではないかと考えております。また、経済財政諮問会議からの検討要請等を踏まえれば、時代の要請にも的確に答えていくということが必要であると思います。

今後、委員会と形式的には総務大臣ということになりますけれども、私どもがいかに委員会の審議をサポートできるのかといったことについても、整理をしながら、御提案のような審議のやり方について検討を行っていくことは極めて重要な課題だと考えております。

○西村部会長 白波瀬委員。

○白波瀬委員 すみません、基本的な質問なのですが、意見として出すことは賛同するのですが、ただ、今現実問題として、法施行型という形で位置付けられていて、その我々のこの立場をある意味で意見を言うという枠組み自体がもしかしたら越境にならないでしょうか。つまりここでの論点を現実的にするために、本委員会が実質的な機能に担うためには、厳密には法改正というか、要するに位置付けそのものを変えていただくということは検討しなくてもよいものなのですか。

○田家総務省政策統括官（統計基準担当） 今日の段階で申し上げますと、私としては法改正をしなくても、御提案のような審議はできるのではないかと考えておりますが、いずれにせよ、御意見をまとめていただければ、その段階で考えたいと思いますし、意見をお出しいただくことについては全くの制約等はないと思います。

○白波瀬委員 少し心配しているのは、意見を言うのにももちろん制約はないと思うのです

けれども、言いつばなしというよりも、私の解釈なのですけれども、部会長がこういう形で骨子案をまとめられた心というのがあって、その心自体はより実装型というか、今まで法施行型と言われながら審議を通して、ここに含まれている論点というのは、運用上はかなりせめぎ合いをしてきたという経緯があると思うのです。それをその場限りの、これで答申・承認されましたということで、仕切り直しではなくて、それを積み上げていって、公的統計、日本としての公の統計をよりよくするというところまでいかないと、やってみただけでも、駄目だったというのだと、余りにもというような気持ちもするのですけれども、その辺りは、今現在でお答えを頂きたいというわけではないのですけれども、ただ意見を言って終わりでは少し残念と個人的には感じています。

○田家総務省政策統括官（統計基準担当） 委員の皆様方の御意見は最大限尊重されるべきということは言うまでもないことですので、御意見が出れば、私ども意見を尊重いたしまして、できる限り実現するということかと思っております。

○西村部会長 部会長としては、白波瀬委員の御懸念というのは実は共有していて、政策統括官の言うことも、私、元役人だったので分かります。ただし、統括的な解釈というのは人が替わると変わってしまう可能性もあるので、それについての担保は必要なのではないかという気がしています。この段階で何かするというものではありませんが、こういうものが具体化していくときにおいては、できれば何らかのことを考えていければと考えています。そういうところまで部会長としては考えているということでもあります。

それでは、私も同じ見解ですので、法第55条第3項に基づき意見書にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○西村部会長（主査） 体制整備は総務省ではなく、各省にも言及した文章がありますので、改めて文章を精査して、総務大臣への意見とする必要があります。その文章につきましては、私に一度預からせていただき、次回の統計委員会開催までに、皆様にメール等で御相談することにいたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○西村部会長（主査） どうもありがとうございました。

それでは、これまでの議論を踏まえ、更に文章を肉付けして報告書の形式として、メールにて皆様に送付いたしますので、御確認いただいて、次回の基本計画部会で報告書として取りまとめたいと思っておりますので御協力をお願いいたします。

審議結果報告書の作成についての今後の進め方ですが、次回の部会で審議結果報告書を決定していただきたいと思っております。そのために報告書の案ができましたら、次回部会の前に、委員の皆様にもお示しして意見を伺うなどして取りまとめを諮りたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

最後に、次の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は3月22日（火）10時か

ら、同じ場所で行います。詳細は別途、御連絡いたします。

○西村部会長 それでは、今日は実に40分超過して、最長不倒かもしれませんが、これで本日の基本計画部会を終了いたします。

ありがとうございました。